

平成 2 6 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年行政監査（債権管理について）、平成23年財政援助団体等監査、平成23年度公営企業各会計決算審査、平成24年定例監査、平成24年財政援助団体等監査、平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）、平成24年度各会計歳入歳出決算審査、平成25年定例監査、平成25年工事監査、平成25年財政援助団体等監査及び平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので公表する。

平成26年6月10日

東京都監査委員	高	橋	かずみ
同	野	上	純子
同	友	渕	宗治
同	筆	谷	勇
同	金	子	庸子

目 次

第1 措置の概要	1
第2 措置の進捗状況	14
第3 通知の内容	
平成22年行政監査（債権管理について）	15
平成23年財政援助団体等監査	18
平成23年度公営企業各会計決算審査	22
平成24年定例監査	23
平成24年財政援助団体等監査	31
平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）	34
平成24年度各会計歳入歳出決算審査	35
平成25年定例監査	36
平成25年工事監査	49
平成25年財政援助団体等監査	64
平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）	86

第1 措置の概要

監査委員は、地方自治法第199条第12項に基づき、指摘事項、意見・要望事項について、年に2回、知事等執行機関が講じた措置の通知（以下「措置通知」という。）を受けている。

今回は、表1のとおり、138件の措置通知を受け、対象となる監査において指摘等をした595件のうち、554件（93.1%）が改善済みとなった。

なお、今回措置通知の監査種別ごとの内訳は表2のとおりであり、また、監査種別ごとの改善措置の内容は、おおむね表3のとおりである。

（表1）措置状況

（単位：件）

措置対象 A	改善済み			改善中 A-D
	前回まで B	今回通知 C	計 D=B+C	
595	416	138	554	41

（表2）今回措置通知の監査種別ごとの内訳

監査種別	件数	小計	
定例監査	平成24年	12	44
	平成25年	19	
行政監査	平成22年	2	25
	平成24年	2	
	平成25年	9	
工事監査	平成25年	25	25
財政援助団体等監査	平成23年	8	65
	平成24年	4	
	平成25年	53	
各会計歳入歳出決算審査	平成24年度	3	4
公営企業各会計決算審査	平成23年度	1	
合計			138

(表3) 措置内容別件数

項目	件数	措置内容の例
1 定例監査・行政監査		
(1) 収入管理 ・滞納整理	7	○水道料金等の徴収に用いるメータを計量法上適正なメータに交換したもの(P. 3)
(2) 業務委託	10	○広報東京都の視覚障害者向け配布媒体を見直したもの(P. 4)
(3) 契約事務	11	○企画提案方式による契約を、提案内容に沿って行うよう周知徹底を図ったもの(P. 5)
(4) 災害対策	9	○震災発生を想定した実践的な訓練を実施したもの(P. 6)
(5) その他	7	○未利用地を区へ引き渡して有効利用を図ったもの(P. 6)
小計	44	
2 工事監査		
(1) 設計・積算	9	○積算誤り防止のため、再発防止策を講じ、周知を図ったもの(P. 7)
(2) 施工	14	○車両総重量が道路法の制限を超える場合に通行許可を取得するよう受注者へ指導・監督したもの(P. 8)
(3) その他	2	○監督員の任命・通知と労災保険加入確認書の受理を行うよう周知徹底を図ったもの(P. 9)
小計	25	
3 財政援助団体等監査		
(1) 補助金額の算定	35	○過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの(P. 10)
(2) 会計処理の誤り	6	○固定資産の償却期間を見直し、過年度修正を行ったもの(P. 10)
(3) 業務委託	13	○多摩お客さまセンターの英語等対応オペレータを常に配置するよう改善したもの(P. 11)
(4) 安全性の確保	2	○都立文化施設における避難経路上の障害物を撤去し、避難経路を確保したもの(P. 12)
(5) その他	9	○医業外未収金の回収努力や会計処理を行ったもの(P. 13)
小計	65	
4 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査		
(1) 財産の登載等	4	○財産に関する調書への登載誤りを修正したもの(P. 13)
小計	4	
合計	138	

1 定例監査・行政監査

(1) 収入管理・滞納整理

○ 水道料金等の徴収に用いるメータを計量法上適正なメータに交換したもの

平成25年定例監査 No. 41 (P. 43)

指摘の概要

中央卸売市場の北足立市場は、市場内の仲卸業者等が使用した水道水及び電気の使用料金を徴収するため、水道メータ及び電力量計を設置し計量に使用している。メータ等については計量法により有効期間が定められており、有効期間を超えて使用することはできないにもかかわらず、水道メータ112件のうち65件、電力量計625件のうち35件について、有効期間を超えて使用していた。

そこで、有効なメータを用いて適正に計量するよう求めた。

措置の概要

北足立市場は、メータ取替工事を実施し、有効でないメータを全て交換した。

(2) 業務委託

○ 広報東京都の視覚障害者向け配布媒体を見直したもの

平成24年定例監査 No. 23 (P. 30)

意見・要望の概要

生活文化局の広報広聴部は、視覚障害者向けの広報東京都の音声版を、カセットテープで作成し、購読を希望する視覚障害者に配布している。

しかし、

- ① カセットテープは、近年のデジタル録音機器の普及により、国内の主要メーカーもテープや録音再生機器の製造を中止してきており、配布媒体としての存在は縮小しつつあること
- ② 視覚障害者や印刷された図書などを読むのが困難な人のために開発された電子図書の国際標準規格としてデイジー図書が普及し、その機能はカセットテープと比較して優れていること

などから、配布媒体をより効率的・効果的なものとするよう見直しを求めた。

措置の概要

広報広聴部は、視覚障害者に向けた配布媒体を、より効率的・効果的なものとするよう見直しを図り、平成26年度からデイジー図書版の配布を開始した。

(3) 契約事務

○ 企画提案方式による契約を、提案内容に沿って行うよう周知徹底を図ったもの

平成25年定例監査 No. 33 (P. 36)

指摘の概要

青少年・治安対策本部の総合対策部では、18歳以上の若者を対象とした東京都若者総合相談「若ナビ」事業を実施しており、この事業の認知度を高めるため、企画提案方式により、約989万円で広報業務委託契約を締結した。

企画提案方式は、提案内容とそれに応じた金額によって最も効果的な契約の相手方を選定するものであるから、本来、提案内容等を変更することは想定されず、原則として、契約変更が認められない。

しかし、部は、広報内容を変更することの必要性並びに各事業の積算内容及び金額が適切であるかの具体的な判断をせず、正規の意思決定手続を行わないまま、契約に定められている内容とは異なる業務を履行させた。

そこで、企画提案方式による契約事務を適正に行うよう求めた。

措置の概要

総合対策部は、庶務担当係長会議を開催し、企画提案方式については、採用した企画内容に沿った進行管理を行うこと、履行完了時の確認を確実にすることなど、事務を適正に処理するよう周知徹底を図った。

(4) 災害対策

○ 震災発生を想定した実践的な訓練を実施したもの

平成25年行政監査 No. 133 (P. 88)

指摘の概要

港湾局の港南庁舎内にある東京港建設事務所及び東京港管理事務所は、参集訓練を平成21年に合同で実施して以降、約4年間実施していなかった。

また、平成21年に実施した参集訓練では、職員の参集状況等の確認にとどまり、参集後に行う応急対策業務に必要な初動態勢の立ち上げについては行っていなかった。

そこで、震災発生を想定した参集訓練を定期的実施するよう求めた。

措置の概要

東京港管理事務所及び東京港建設事務所は、徒歩参集訓練及び初動態勢立ち上げ訓練を実施した。

訓練内容は、①情報伝達訓練、②徒歩参集訓練、③地震対策訓練（現地対策本部の立ち上げ、施設巡回）等の実践的な訓練を実施した。

(5) その他

○ 未利用地を区へ引き渡して有効利用を図ったもの

平成24年行政監査 No. 29 (P. 34)

指摘の概要

建設局が所管する旧元締川排水場敷地は、平成6年に区道の道路区域となったが、江東区に対して、当該敷地を区道として利用するかなどの意向を確認しておらず、長年にわたって未利用地となっていた。

そこで、区の意向を確認した上で財務局への引継ぎに向けて調整するよう求めた。

措置の概要

江東区から区道整備を行うため、土地の譲与申請があった。

建設局は、財務局と調整の上、区と土地譲与契約を結び、所有権移転登記が完了した。

2 工事監査

(1) 設計・積算

○ 積算誤り防止のため、再発防止策を講じ、周知を図ったもの

平成25年工事監査 No. 76 (P. 63)

指摘の概要

教育庁は、空調設備改修工事に伴う電気設備工事を行う際に、標準単価等に適用できるものがないと判断したため、見積りを参考に単価を設定した。

しかしながら、改修内容の材料費は建設資材定期刊行物に、工費は標準単価に設定されており、見積りを参考に価格を設定することは適正ではない。

このため、積算額約102万円が過大なものとなっている。

そこで、積算を適正に行うよう求めた。

措置の概要

教育庁は、局内工事部署の技術職員を対象に「営繕技術連絡会議」を開催し、指摘内容を周知するとともに、工事等の事務処理マニュアルを活用した研修を行い、再発防止の徹底を図った。

工事を実施した都立学校教育部営繕課は、再発防止のため、工事起工前に積算内容について工種別積算チェックリストを活用した相互チェックを実施するよう周知した。

(2) 施工

- 車両総重量が道路法の制限を超える場合に通行許可を取得するよう受注者へ指導・監督したもの

平成25年工事監査 No. 60 (P. 53)

指摘の概要

建設局の善福寺川整備工事（その4）におけるスクラップ売却に伴う搬出状況について見ると、一部の搬出車両総重量が一般制限値（総重量20t、ただし、高速自動車国道・指定道路については最大25tなど）を超過しているが、道路法第47条の2及び東京都土木工事標準仕様書に規定された必要となる通行許可を取得していなかった。

そこで、受注者を適切に指導、監督するよう求めた。

措置の概要

建設局は、技術担当課長会で、監査結果を報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。

工事を実施した第三建設事務所は、当該業者に対して改善を指導するとともに、施工中の全受注者に対して、車両総重量が20tを超過して指定道路等以外の道路を通行する場合には、特殊車両通行許可が必要な旨を、指示書にて周知した。

(3) その他

- 監督員の任命・通知と労災保険加入確認書の受理を行うよう周知徹底を図ったもの

平成25年工事監査 No. 75 (P. 62)

指摘の概要

下水道局の「清瀬水再生センター側溝蓋等修繕ほか1件」の工事では、工事を監理する監督員の任命が行われておらず、受注者への通知も行われていないことが認められた。また、受注者が提出義務を負う労災保険加入確認書の受理が認められなかった。

工事を適切に監理する上で必要不可欠な監督員の任命と通知や、労働者災害補償保険法が守られているかを確認する労災保険加入確認書の受理がされていないことは、適正でない。

そこで、監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行うよう求めた。

措置の概要

下水道局は、工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。

工事を実施した流域下水道本部技術部は、再発防止のため、事務連絡の文書にて関係職員に周知徹底した。

3 財政援助団体等監査

(1) 補助金額の算定

○ 過大交付となっていた補助金の返還を受けたもの

平成25年財政援助団体等監査 No. 81～102 (P. 66～71)

指摘の概要

福祉保健局は、保育所を運営する社会福祉法人に対して、運営等に要する費用の一部を補助している。

このうち、19法人22施設に係る補助金について、法人が、在籍児童数やアレルギー児対応の対象児童数などの算定を誤って補助金の申請を行ったことから、合計1,354万余円が過大に交付されていたため、補助金の返還を求めた。

措置の概要

福祉保健局は、過大に交付した補助金（1,354万余円）について、19法人から返還を受けた。

(2) 会計処理の誤り

○ 固定資産の償却期間を見直し、過年度修正を行ったもの

平成25年財政援助団体等監査 No. 124 (P. 81)

指摘の概要

東京食肉市場株式会社は、平成24年7月、大動物整形場、渡り廊下、ラベル添付場所にそれぞれ冷房設備を設置したが、固定資産台帳明細表において「器具及び備品」と分類し、償却期間を6年と設定していた。

しかしながら、この冷房設備については、ダクトを配管して複数箇所へ送風しているものであり、「建物附属設備」として、冷凍機の出力の大きさに応じて15年あるいは13年と設定するべきものであった。

そこで、償却期間の設定を適正に行うよう求めた。

措置の概要

会社は、当該冷房設備について、「建物附属設備」として、その償却期間を15年又は13年と適正に設定した上で、過年度修正を行った。

あわせて、有形減価償却資産の法定耐用年数の設定について、適正に事務処理を行うよう、社内文書により担当部署へ周知徹底を図った。

(3) 業務委託

○ 多摩お客さまセンターの英語等対応オペレータを常に配置するよう改善したもの

平成25年財政援助団体等監査 No. 126 (P. 83)

指摘の概要

水道局は、多摩お客さまセンターの業務を株式会社PUCに委託しており、受付業務については、英語等による受付及び問合せに対応ができる者を、運用時間内は常に配置するものと仕様書で定めている。

しかしながら、英語等対応オペレータの配置状況について見たところ、配置ができていない時間帯が、年間を通して発生していた。

また、局は、この状況を会社から提出される人員計画及び運用報告書により確認していたが、会社に適切な配置を行うよう指示していなかった。

そこで、英語等対応オペレータの配置を適切に行うよう求めた。

措置の概要

水道局は、英語等対応オペレータについて、仕様書を遵守して運用時間内に配置するよう、会社に文書で指示し、会社は、運用時間内の配置を行った。

水道局は、今後、会社から提出される人員計画及び運用報告書を確認し、適切な配置を行うよう指導していくこととした。

(4) 安全性の確保

○ 都立文化施設における避難経路上の障害物を撤去し、避難経路を確保したもの

平成25年財政援助団体等監査 No. 79 (P. 65)

指摘の概要

公益財団法人東京都歴史文化財団が指定管理業務を行っている東京文化会館において、消防法に基づき設定される避難経路について見たところ、避難経路上には大型のプランターが複数設置されており、非常時に多数の観客等が一斉に逃げ出す際には、避難の支障となる可能性が高いことが確認された。

また、生活文化局は、平成24年度に、都立文化施設指定管理者施設管理運営状況の委託調査において、「避難経路に物品あり」との指摘を受けていたにもかかわらず、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導していなかった。

そこで、避難経路を適正に管理するよう求めた。

措置の概要

財団は、避難経路に置いていたプランターを全て撤去し、避難経路には物品を置かないよう全職員に周知した。

生活文化局は、毎年実施する都立文化施設指定管理者施設管理運営状況等の結果を踏まえて、財団に対して避難経路の管理を適正に行うよう指導していくこととした。

(5) その他

○ 医業外未収金の回収努力や会計処理を行ったもの

平成24年財政援助団体等監査 No. 26 (P. 32)

指摘の概要

公益財団法人東京都保健医療公社が運営を行っている、大久保病院と豊島病院の医業外未収金について見たところ、次のとおり、債権管理が適切でない状況が確認されたため、債権管理を適切に行うよう求めた。

- ① 納期限後1年以上未納でありながら督促等を行っていない(22件)。
- ② 旧都立病院の口座に誤入金されていることを知りながら、病院経営本部に請求をしていない(5件)。
- ③ 支払謝礼金の控除所得税額について、誤支給判明後、返還請求していない(2件)。
- ④ 未収金の消込み、減額処理漏れにより未収金額が残存している(2件)。

措置の概要

- ① 督促・請求を行い、22件中16件を回収した。残りの6件は住所不明により回収不可となり、不納欠損処理を行った。
- ② 5件全てについて、入金が完了した。
- ③ 2件中1件は入金完了し、残る1件は振替処理漏れであることが判明し、振替処理を行った。
- ④ 2件とも振替処理を行った。

4 各会計歳入歳出決算審査・公営企業各会計決算審査

(1) 財産の登載等

○ 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの

平成24年度各会計歳入歳出決算審査 No. 30 (P. 35)

財産に関する調書において、無体財産権(特許権)1件が、過大に登載されていたため、修正を行った。

第2 措置の進捗状況

各監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、進捗状況は表4のとおりである。

今回、通知を受けた件数は138件（指摘：137件、意見・要望：1件）であり、残る41件の監査結果については、執行部所において改善の取組途上、又は改善策を検討中となっている。

（表4）措置の進捗状況

（単位：件）

区分	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成22年 行政監査 (債権管理について)	平成22.8.23 ～平成23.1.13	指摘	21	19	2	0
		意見・要望	2	2	—	—
		計	23	21	2	0
平成23年 定例監査 (平成22年度執行分)	平成23.1.7 ～平成24.1.26	指摘	77	76	0	1
		意見・要望	3	3	—	—
		計	80	79	0	1
平成23年 財政援助団体等監査	平成23.9.1 ～平成24.1.26	指摘	71	63	8	0
		意見・要望	1	1	—	—
		計	72	64	8	0
平成23年度 公営企業各会計決算審査	平成24.6.1 ～平成24.9.6	指摘	4	3	1	0
		意見・要望	2	2	—	—
		計	6	5	1	0
平成24年 定例監査 (平成23年度執行分)	平成24.1.6 ～平成24.9.6	指摘	127	106	11	10
		意見・要望	6	4	1	1
		計	133	110	12	11
平成24年 財政援助団体等監査	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指摘	57	50	4	3
		意見・要望	—	—	—	—
		計	57	50	4	3
平成24年 行政監査 (土地及び建物の運用・管理 について)	平成24.9.18 ～平成25.1.31	指摘	17	8	2	7
		意見・要望	—	—	—	—
		計	17	8	2	7
平成24年度 各会計歳入歳出決算審査	平成25.7.16 ～平成25.9.3	指摘	16	13	3	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	16	13	3	0
平成25年 定例監査 (平成24年度執行分)	平成25.1.7 ～平成25.9.3	指摘	91	66	19	6
		意見・要望	—	—	—	—
		計	91	66	19	6
平成25年 工事監査	平成25.1.16 ～平成26.1.16	指摘	25	—	25	0
		意見・要望	—	—	—	—
		計	25	—	25	0
平成25年 財政援助団体等監査	平成25.9.17 ～平成26.1.30	指摘	60	—	53	7
		意見・要望	—	—	—	—
		計	60	—	53	7
平成25年 行政監査 (東京都における災害対策 ～発災直後における組織体制の 機能維持について～)	平成25.9.19 ～平成26.1.30	指摘	15	—	9	6
		意見・要望	—	—	—	—
		計	15	—	9	6
合 計		指摘	581	404	137	40
		意見・要望	14	12	1	1
		計	595	416	138	41

第3 通知の内容

[平成22年行政監査（債権管理について）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	福祉保健局	システムによる管理を適正に行うべきもの	<p>局は、東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和37年条例第121号）に基づき、保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所において、看護に関する専門知識を習得しようとする者のうち、将来、都の区域内において看護業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与している。</p> <p>貸与金の返還に係る管理について、局は、東京都看護師等修学資金貸与事務システム（以下「修学資金システム」という。）を利用して行っている。</p> <p>貸与金の返還の収入は、税外収入徴収簿により管理しなければならないことから、税外収入徴収簿として位置付けられた修学資金システムは、データの正確性を保持していただかなければならない。</p> <p>しかしながら、修学資金システムについて見たところ、システムの処理履歴を保存しているものの、データの変更状況を検証する仕組みとなっていないことから、データの正確性を担保できるものとなっていない。</p> <p>税外収入徴収簿は、収入未済管理を行うためのものであり、変更状況を検証する仕組みとなっていない修学資金システムで管理していることは、適正でない。</p>	<p>局は、平成25年10月15日付けでシステム再構築委託を締結した。本委託により、決まった時点における集計等が行える機能を装備した。また、事務処理の履歴を残すことにより、変更状況を検証できるようにした。</p> <p>再構築後のシステムは、平成26年4月に本稼動した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	建設局	滞納整理事務を公平かつ効果的、効率的に行うべきもの	<p>霊園管理料について、債権管理を霊園管理システムにより行っており、また、滞納整理について、平成20年度から「霊園管理料高額滞納者納付指導マニュアル」を策定し、これに基づき行っている。</p> <p>このマニュアルでは、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 滞納期間5年までの滞納額合計が5万円以上の滞納者（以下「高額滞納者」という。）を抽出し、電話、文書等による納付指導を行うこと ② 指定期限までの納付交渉、納付計画の徴取等の納付指導手順 ③ 交渉経過の記録、納付指導記録の作成などを定めている。 <p>ところで、この滞納整理事務について見たところ、次のとおり適切でない事項が認められた。</p> <p>ア 滞納整理の対象</p> <p>局は、滞納額合計が5万円に満たない滞納者については、滞納者個別の納付指導・交渉等の滞納整理を行っておらず、公平な取扱いとなっていない。</p> <p>イ 台帳の整備・管理</p> <p>局は、霊園管理システムで管理しているデータをもって、債権管理台帳としているが、債務者の氏名、住所、債権額、債権の発生、施設の使用状況及び管理料収納状況等は記載されているものの、納入通知書の発行、督促状・催告書の発布、交渉経緯等、債権の徴収に係る履歴が記載されていない。</p> <p>ウ 督促</p> <p>霊園管理料については、例年、6月に調定、7月末日納期限であるが、督促状は、9月中旬に発布、その納期限は1か月後となっており、東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年東京都条例第135号）第2条に定められた、納期限経過後20日以内の督促状発布及び15日以内の納期限指定となっていない。</p>	<p>ア 滞納整理の対象</p> <p>平成24年12月に「霊園管理料納付指導の手引き（平成24年度版）」を改正し、新たに5万円未満の滞納者についても、納付指導の対象とし、平成25年1月から、電話による納付指導を行った。</p> <p>イ 台帳の整備・管理</p> <p>東京都霊園管理システムの再構築において、納入通知書の発行、督促状・催告書の発布、交渉経緯等、債権の徴収に係る履歴等、必要事項を盛り込んだ債権管理台帳を整備するよう平成23年度に設計し、平成24年度に構築を行った。</p> <p>ウ 督促</p> <p>納付期限後から督促状発送までの所要日数について大幅な見直しを行い、平成25年3月に「霊園管理事務の手引き（平成24年度版）」を改正の上、可能な最短期間で処理を行うこととした。</p> <p>エ 催告</p> <p>平成24年12月に「霊園管理料納付指導の手引き（平成24年度版）」を改正し、平成25年1月から、5万円未満の滞納者に対しても、電話による催告を実施した。</p> <p>さらに、平成25年3月に「霊園管理事務の手引き（平成24年度版）」を改正の上、平成25年度からは、催告書の発布時期を3月から前倒して1月に行うこととした。</p>

エ 催告

局は、督促状を発布しても納期限までに納付がされない者のうち、高額滞納者については、①主に10月下旬から12月にかけて電話による催告を行い、②滞納期間4～5年の者など一部の滞納者に納付を促す文書を送付しているものの、催告書は、督促状納期限経過後速やかに発布せず、翌年3月に一斉に発布している。

また、滞納額合計が5万円に満たない滞納者については、催告書を翌年3月に発布するまで、何ら催告を行っていないなど、早期納付を促す対応がなされていない。

オ 納入通知書・督促状の返戻分の取扱い

局は、納入通知書及び督促状の返戻分について、平成18年度から、一部を除き、所在調査を行い再送することを行わずに、公示送達をしており、滞納者に対して、事実上、債権を了知させておらず、納付を促す努力がなされていない。

また、督促状返戻分の一部について、指定管理者に調査・再送させているものの、全件について行わせておらず、公平な取扱いとなっていない。

カ 交渉記録

局及び指定管理者は、滞納者からの連絡・相談があった際の納付指導・交渉内容を、霊園管理システムの「注意事項表示」欄に随時入力しているが、督促・催告の記事がないなど納付指導・交渉に必要な情報が一元的に管理されていない状況となっている。

キ 不納欠損

この債権は、時効の援用を要しない公債権であり、局は、毎年度、消滅時効（公債権5年）が完成した債権を不納欠損処理している。

しかしながら、局は、滞納者の状況に応じた個別の納付指導・交渉などの徴収努力を行わず、回収の可能性を判断しないまま、定例的・画一的に形骸的な事務処理のみをもって不納欠損処理を行っている。

また、局は、5年以上滞納し施設使用の意思がない者について、所定の手続を経た後に許可の取り消しを行い、局が原状回復を行っているが、取り消しを行った者に対して、滞納した霊園管理料及び原状回復に要した費用の支払を求めている。

オ 納入通知書・督促状の返戻分の取扱い

平成23年度の納入通知書返戻分全3,734件及び督促返戻分2,446件（合計6,180件）について所在調査を実施した。このうち、4,118件について新住所が判明し、データベースの住所変更を行った。残りの2,062件については、本人死亡や所在不明が判明したので、承継指導や無縁改葬手続を実施した。

平成24年度からの返戻分についても、毎年所在調査を実施している。

カ 交渉記録

東京都霊園管理システムの再構築において、納入通知書、督促、催告等について債権管理台帳を整備し、個人別に継続して納付指導を記録して一元的に管理し、滞納整理を効果的・効率的に行えるよう、平成23年度に設計し、平成24年度に構築を行った。

キ 不納欠損

平成24年12月に「霊園管理料納付指導の手引き（平成24年度版）」を改正し、3月の催告書の発布を待たずして、平成25年1月から、5万円未満の滞納者に対しても、電話による催告を実施した。

また、平成23年度から、納入通知書返戻分及び督促返戻分についての調査を実施している。

さらに、資力状況調査及び滞納管理料の請求については、引き続き行うとともに、今後は使用許可取消に伴う原状回復費用を請求していく。

[平成23年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
3	生活文化局	定額補助金額を妥当な水準とするよう適切な検証を行うべきもの	<p>局は、庭園美術館において実施した展覧会に要する経費を対象に、公益財団法人東京都歴史文化財団に対する定額補助（補助金額：3,834万3,000円（平成21年度、平成22年度とも））を行っており、財団は、運営費補助金交付要綱により、事業年度終了後速やかに実績報告書を局に提出しなければならない。</p> <p>ところで、庭園美術館の定額補助に係る収支について、財団が局に提出した平成21年度の実績報告書を見たところ、収支差額欄に定額補助の金額を記入していた。</p> <p>しかしながら、局は、財団から報告された収支金額が実際の金額と異なっていることを認識していたにもかかわらず、財団に対して、正確な金額を報告させるよう指導していなかった。</p> <p>また、平成22年度の収支差額は、約1,539万円であり、平成21年度の収支差額約2,071万円とともに、定額補助金額（3,834万3,000円）を大きく下回る状況が認められた。</p> <p>本件の定額補助は、財団が庭園美術館において行う展覧会の実施に当たり、事業の収支実績によらず、定額を補助することで、財団の自主的な財源確保努力を促すものである。</p> <p>このため、定額補助の金額は、実態に合った水準とするよう留意する必要がある。</p> <p>局は、定額補助金額の設定に当たり、財団が適正な事業実績報告を行うよう指導を徹底するとともに、補助額を妥当な水準とするよう、適切な検証を行われたい。</p>	<p>庭園美術館については、平成26年度中のリニューアル開館を予定しており、今回、平成26年度予算案において、補助金交付要綱に基づき、適切な定額補助金額の水準とするよう、所要の予算を計上した。</p> <p>これまで、局としては、指摘の内容を踏まえ、定額補助に係る事業実績報告が適正に行われるよう、財団への指導徹底を図るなど、補助金支出の適正化に努めてきた。</p> <p>今後とも継続して、財団への指導等を着実に行うとともに、庭園美術館の展覧会事業再開後の補助金の執行状況等について随時、検証を行うことなどにより、財団が適正な事業実績報告を行うよう指導を徹底し、補助金額の適正な水準の確保に努めていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
4	交通局 (東京交通サービス株式会社)	契約事務を適正に行うべきもの	<p>会社は、局から荒川線車両保守業務委託(契約金額：9,230万5,500円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31)を特命随意契約により受託している。</p> <p>本契約について見たところ、会社は車両保守業務の主たる業務をEを特命して再委託していることから、局が会社を特命して契約することは適正でない。</p> <p>局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性・透明性・公平性を高めるよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。</p>	<p>安全性の観点から局で検討した結果、都電荒川線車両の構造等を熟知し、法定検査、故障事故車修理などに加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。</p> <p>さらに、会社は、平成25年度から指名競争入札を実施した。</p>
5	交通局 (東京交通サービス株式会社)	契約事務を適正に行うべきもの	<p>会社は、局から三田線全般・重要部検査他に係る契約(単価契約)(推定総金額：4億5,986万4,751円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31)を特命随意契約により受託している。</p> <p>本契約について見たところ、会社は全般・重要部検査の主たる部分をFを特命して再委託していることから、局が会社を特命して契約することは適正でない。</p> <p>また、会社は、Fに対する再委託の契約の積算に当たり、業務実績に基づき業務量を見積もった積算根拠を確認することができなかった。</p> <p>局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性・透明性・公平性を高めるよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。</p>	<p>安全性の観点から局で検討した結果、都営地下鉄三田線車両の構造等を熟知し、車両の解装、各装置の検査、復元といった法定検査に加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。</p> <p>さらに、会社は、平成24年度に積算基準を整備の上積算し、平成25年度から指名競争入札を実施した。</p>
6	交通局 (東京交通サービス株式会社)	契約事務を適正に行うべきもの	<p>会社は、局から荒川線全般・重要部検査他に係る契約(単価契約)(推定総金額：3,168万2,700円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31)を特命随意契約により受託している。</p> <p>本契約について見たところ、会社は全般・重要部検査の主たる部分をEを特命して再委託していることから、局が会社を特命して契約することは適正でない。</p> <p>局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性・透明性・公平性を高めるよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。</p>	<p>安全性の観点から局で検討した結果、都電荒川線車両の構造等を熟知し、車両の解装、各装置の検査、復元といった法定検査に加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。</p> <p>さらに、会社は、平成25年度契約から指名競争入札を実施した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
7	交通局 (東京交通サービス株式会社)	契約事務を適正に行うべきもの	<p>会社は、局から日暮里・舎人ライナー安全管理業務委託（契約金額：1億1,760万円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）を特命随意契約により受託している。</p> <p>本契約について見たところ、会社は、日暮里・舎人ライナー巡視点検等作業委託（その1）（契約金額：3,418万円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）及び舎人ライナー巡視点検等作業委託（その2）（契約金額：3,414万円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31）として、G（軌道業者）、H（鉄道の建設会社）を特命して業務の大部分を占める日常の巡回点検を再委託していることから、局が会社を特命して契約することは適正でない。</p> <p>また、同種の業務を履行できる業者が複数あることから、会社はG及びHを特命して二契約により業務を行わせるのではなく、一契約として競争入札を行うべきであった。</p> <p>局及び会社は、特命随意契約における特命理由について検証し、競争性を積極的に導入するよう、契約のあり方について見直しを行う必要がある。</p>	<p>安全性の観点から局で検討した結果、日暮里・舎人ライナーの案内軌条式新交通システムの走行施設の特殊性を熟知し、分岐器点検及び調整、線路内点検、緊急対応などに加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。</p> <p>さらに、会社は、平成24年度から指名競争入札を実施した。</p>
8	交通局 (東京交通サービス株式会社)	契約事務を適正に行うべきもの	<p>局は、会社と日暮里・舎人ライナー駅昇降機設備点検及び保守委託（契約金額：1億2,726万円）及び都営地下鉄駅等昇降機設備点検及び保守委託（契約金額：1億1,760万円）を締結している。</p> <p>会社は局から受託するに当たり、発注者側の標準的な積算基準である「建築保全業務積算基準」（監修：国土交通省）に基づき局との契約金額を積算しており、会社固有の人件費等の経費を反映させた金額の算出に基づく積算内訳がなく、積算根拠も明確なものとなっていないなど、契約のあり方について見直しを行う必要がある。</p>	<p>会社は、積算基準を整備し、局からの受託に際して積算根拠が明確になるようにした。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
9	交通局 (東京交通サービス株式会社)	特命随意契約に係る事務を適正に行うべきもの	<p>局は、都営地下鉄構内工事保安業務委託(契約金額：1億669万1,760円、契約期間：平成22.4.1～平成23.3.31)について、会社を特命して委託している。</p> <p>本契約は、地下鉄構内工事における安全確保のため、安全管理責任者の配置が必要であるとして、この業務を委託するものであるが、会社はこの資格者を確保できていなかった。</p> <p>局は、特命随意契約に当たり、会社の履行能力を十分に確認するべきであったにもかかわらず、これを行っていないことは適正でない。</p>	局は、特命随意契約に当たり、会社における安全管理責任者の状況を確認した上で平成26年度契約を行った。
10	福祉保健局 (地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター)	運営費負担金の返還を求めべきもの	<p>局は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター運営費負担金交付要綱に基づき、病院部門に係る事業の経費の一部を運営費負担金として、年4回に分けて法人に交付している。</p> <p>この運営費負担金の積算の内容を見たところ、平成21年4月1日以降運営していない院内保育所の運営に要する経費を算入していたことから、平成21年度及び平成22年度の2年間で合計2,641万円が過大に交付されている。</p>	<p>運営費負担金の返還について平成23年度に総務省に照会したところ、地方独立行政法人法や交付要綱に根拠規定がないことから、第一期中期目標期間中(平成21年度から平成24年度)に法人に返還を求めることは制度上不可能という回答があった。</p> <p>このため、第一期中期目標期間終了後の精算において処理をし、平成25年11月21日に法人より返還を受けた。</p>

[平成23年度公営企業各会計決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
11	交通局	<p>公有財産の管理の適正化及び運用の効率化を進めるべきもの <高速電車事業会計></p>	<p>局は、所管する財産について、地方自治法（昭和22年法律第67号）等に基づき、局長が適当と判断したとき、民間事業者からの申請により利用を認めている。</p> <p>ところで、民間事業者が利用する局の財産の状況について見たところ、Aは、平成23年度の収益事業のうち、局の財産の有効活用を行う「施設運営に関する事業」及び「売店等の運営に関する事業」において、合計32億8,814万余円を収益として計上していた。</p> <p>一方、その経費については、局等への地代家賃15億7,212万余円、人件費6億4,176万余円、減価償却費1億5,554万余円であり、合計30億4,254万余円を営業費用として計上していた。</p> <p>この結果、Aは、局の財産を有効利用し、年間2億4千万余円（監査事務局試算）の収益を上げていることが認められた。</p> <p>なお、このうちには、Aが直接に利用するのではなく、他の民間事業者に貸し付けている事例がある。</p> <p>平成18年行政監査において、未利用の土地や建物等について、民間事業者への賃貸などを積極的に進めるべきとしているところではあるが、その際にあつては、民間事業者を決定するに当たり、特定の事業者に偏ることがないように、競争性、透明性を導入した上で、公平かつ公正な選考を行うなど、公有財産の管理の適正化及び運用の効率化を進める必要がある。</p> <p>このことから、競争性を導入してもなおAによらざるを得ない場合には、局の財産から生じた利益について、より一層、局が享受できるようにすることなどを考慮する必要がある。</p>	<p>Aが直接に利用するのではなく、他の民間事業者に貸し付けていた事例については、平成25年9月1日より、局が、当該民間事業者と直接契約を行った。</p> <p>自販機及び自動証明写真機（以下「自販機等という。」）については、次の手順により、平成26年4月から局が自販機等業者に直接使用許可を行うよう改めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 局にAの財産である自販機等周辺設備（フェンス、電源引き込み電柱、コンクリート台など）を無償譲渡することに係る協議・文書作成 ② 自販機等用電力契約（東京電力）をAから交通局への変更（71か所） ③ 自販機等業者からの行政財産使用許可申請 ④ 自販機等ごとの売上げ・電力使用量集計・現地管理など業務委託契約の仕様書の見直し

[平成24年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
12	財務局	委託額の積算及び支出を適切に行うべきものの	<p>財産運用部は、財務局で所有する土地の管理等業務について、公益財団法人東京都道路整備保全公社と委託契約を締結している（委託契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31、概算委託額：2億4,480万3,381円）。</p> <p>本業務委託に係る積算及び支出について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>① 人件費については、積算額を委託額として支出しているが、業務量の算定根拠が不明であるなど、その妥当性が確認できない。このため、人件費を基に算出している諸経費についても、妥当性がないものとなっている。</p> <p>② 巡回管理に係る業務について見たところ、巡回対象としている土地には、公社が局からの貸付けにより駐車場として使用している土地を含めているが、自らの使用状況を巡回管理させることの必要性・有効性は認められないことから、公社自ら使用している土地を巡回対象とし、その経費を支出することは適切でない。</p>	<p>① 平成25年度契約において、契約目途額の決定に当たり、改めて業務量積算を行うなど業務量の算定根拠を明確にした。</p> <p>② 平成25年度契約において、公社がその全部を駐車場として使用する貸付地については、巡回対象から除外した。なお、当該貸付土地については、都による管理を基本とし、公社への委託は写真撮影による確認作業などに限定した。これにより、業務内容の見直しと経費の圧縮を図りつつ、土地の管理水準の維持を図ることができた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
13	病院経営本部	業務委託履行状況の評価を有効に行い、業務に反映すべきもの	<p>サービス推進部は、平成14年度から、特命随意契約を行う場合は、特命理由を明確にするため、履行状況の評価を行うこととし、履行状況の評価に当たっては、ガイドラインを策定している。</p> <p>また、各病院においては、このガイドラインを参考に、業務委託履行状況の評価実施要領を作成し、評価を実施している。</p> <p>ところで、この履行状況の評価について見たところ、収納業務委託については、未収金の管理において、債権管理上不可欠な督促状発行に係る事項がないなど、本委託の目的である病院運営の効率化を達成するために必要な適切かつ有効な評価となっていない。</p> <p>この評価は、各病院において、部が定めたガイドラインを参考に実施していることから、部は、委託契約の目的達成のために必要な適切かつ有効な評価となるよう、履行状況の評価に係るガイドラインを見直すとともに、評価結果を業務に反映するよう指導する必要がある。</p>	<p>業務委託契約に伴う履行状況の評価について、直営4病院に対して、本部職員が巡回点検して業務評価表の記載内容等、現状確認を実施した。これを踏まえ、委託業務の評価項目について、部内PTで検討し、業務の範囲・内容に見合った評価項目を追加し、ガイドラインを見直した。</p> <p>平成25年4月23日の用度係長会において、評価項目の追加及び変更について説明し、各病院の評価表についても、適宜見直しをするよう周知した。</p> <p>また、平成25年6月28日の用度係長会において、評価における留意点を説明するとともに、病院内にて評価者に対しても周知するよう、指導を行った。</p> <p>さらに、平成25年10月末から11月初旬にかけて実施した全病院に対する巡回点検において、履行評価の結果を有効に業務に反映するよう各病院の用度係長に対して指導した。</p> <p>その結果、各病院より履行状況評価表を徴し、各病院とも見直された評価表に基づいて評価を実施していることも確認した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
14	病院経営本部	債権管理を適切に行うべきもの	<p>本部は、所管する債権の管理の適正を期するため、必要な事項について統一的な事務処理基準を定めることにより事務処理の円滑化を図ることを目的として、「病院経営本部債権管理事務処理要綱」（平成20年10月1日付20病経財第267号）を定めている。</p> <p>ところで、墨東病院の債権管理について見たところ、旧築地産院の公舎使用料（平成14年度分）5件、計4万2,000円について、債務者の所在確認が困難であるとして、平成15年度以降、債権の内容・状況に応じた事務処理を行っていないなど、適切でない事例が認められた。</p>	<p>債務者の住所照会を行ったものの、所在が不明であり、回収不能であると判断し、不納欠損などの処理を行うこととした。</p> <p>今後は、非常勤職員の報酬から職務住宅使用料が直接控除できるようにシステムや要綱改正を進めていくことなどで、債権管理を適切に行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
15 16	産業労働局 ＜雇用就業部＞ ＜中央・城北職業能力開発センター＞	委託契約書の仕様を見直し、事業計画書に係る実績を確認すべきもの	<p>中央・城北職業能力開発センターは、ネットワーク構築科の訓練を、雇用就業部が民間教育訓練機関と締結した委託契約（契約金額：1,984万5,000円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）により、当該機関の施設にて実施している。</p> <p>委託に当たっては、質と価格の両面から総合的な評価を行う総合評価一般競争入札方式を採用しており、部は、入札参加者に訓練カリキュラム、講師としての経験・能力等を示した講師予定などで構成する事業計画書を提案書として提出させ、この事業計画書について、審査、評価を行い、受託者を決定している。また、部は、委託契約書で、事業計画書の内容を遵守するよう課している。</p> <p>この委託は、総合評価一般競争入札のため、事業計画書で提案された内容は受託者を決定する重要な要素となっており、事業計画書に係る実績を事業実績書として提出させるなどにより、事業計画書と対比して、その実績を確認し、評価できるようにする必要がある。</p> <p>しかしながら、所が確認している書類などは、生徒の出席状況や生徒日誌など生徒に関連した事項は確認できるものの、訓練カリキュラムで提案した、質問や相談を受ける体制などを整えたのか、講師予定で提案した講師を配置したのかなど、受託者が取り組むべき結果については、確認できない状況となっており、適切でない。</p> <p>これは、部が、委託契約書に事業計画書に対応して実績の報告を求めていること、所が、巡回指導の記録について、提案講師か否かなど一部のチェック項目について結果を記録していないことなどが要因となっている。</p> <p>部は、委託契約書の仕様を見直し、事業計画書に係る実績を確認されたい。</p> <p>所は、巡回指導が有効となるよう巡回指導の結果を適切に記録されたい。</p>	<p>部は、平成24年12月の事務処理説明会の際に、受託事業者に事務処理マニュアルを配布するとともに提出書類の周知徹底を図った。</p> <p>また、平成25年9月に終了した訓練において、所が実施した巡回指導の訪問調査記録と受託者から提出された実績報告により、事業計画書に係る実績の確認を行った。</p> <p>所は、部において改正された施設内委託訓練巡回指導運営要領の様式「施設内委託訓練実施状況訪問調査記録」に沿って、巡回指導の結果を適切に記録した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
17	中央卸売市場	債権管理を適正に行うべきもの	<p>各市場は、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号、以下「条例」という。）により、市場施設を使用した者が、都に納付すべき市場使用料等を滞納した場合、滞納分を速やかに回収する必要がある。</p> <p>なお、仲卸業者、関連事業者については、条例により、保証金の預託を義務付けており、保証金は、市場使用料等の滞納に充当することができるかと規定されている。</p> <p>ところで、築地市場において、市場使用料等に係る債権管理について見たところ、監査日（平成24. 1. 20）現在、滞納金額については、債権（施設既返還者分を除く。）の合計が、983万1,519円であり、また、施設既返還者分の合計が、677万3,753円であった。</p> <p>しかしながら、市場は、施設既返還者分に係る債権管理において、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）等により定められている督促等の必要な事務を一部行っていないことが認められた。</p> <p>市場は、市場使用料等の滞納に係る債権管理を適正に行われたい。</p>	<p>築地市場は、市場使用料等を滞納している全ての債務者について、調査及び臨戸を行い、状況を把握した。</p> <p>債権管理条例等に定める督促事務等については、チェックリストを作成し、必要な事務に遺漏が発生しないよう、見直しを行った。</p> <p>滞納のうち法的措置を講ずべき案件については、個々の市場の対応では対応が困難となっていることを踏まえ、局と連携した取組を行っている。</p> <p>これらの結果、市場使用料等の滞納に係る債権について、条例等に基づく適正な債権回収を行う管理体制を構築した。</p> <p>局と市場は、食品流通業界を取り巻く経済環境がより一層厳しくなっていることから、より一層連携を強化しながら、滞納債権の回収に取り組んでいく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
18	建設局	委託額の積算及び支出を適切に行うべきもの	<p>用地部は、所有する先行取得用地（17か所）及び事業用代替地（93か所）の管理・造成等業務について、土地の管理及び造成等委託協定書により公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している（委託協定期間：平成23.4.1～平成24.3.31、概算委託額：8,603万1,433円）。</p> <p>本委託の積算及び支出について見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>① 人件費については、積算額を委託額として支出しているが、業務量の算定根拠が不明であるなど、その妥当性が確認できない。このため、人件費を基に算出している事務費についても、妥当性がないものとなっている。</p> <p>② 巡回管理に係る事業費については、1日2件の巡回を実施するとして概算額を積算しているが、1日4～10件の巡回を実施している場合がある実態を勘案すれば、巡回所要日数が縮減できる状況であることから、この過大となっている積算を見直すべきであるにもかかわらず、部はこれを行っていない。</p> <p>また、支払については実績払とすることとなっているが、公社は、巡回に要した業務日数等の実態によらず、積算方法と同様の換算を行って請求額とし、部も請求どおりの支出をしており、実態に見合った適切な経費の支出となっていない。</p> <p>さらに、巡回対象には、公社が局から許可を得て駐車場として使用している土地（3か所）を含めて巡回対象とし、その経費を支出することは適切でない。</p>	<p>人件費については、業務量の算定根拠を明確にした。</p> <p>巡回業務に係る経費は、従来の積算方法を改め、人件費の業務量（通常業務の一部）に含め、給与として支出することにし、平成26年度協定を締結した。</p> <p>これにより、受託者の自主性が発揮でき、より効率的かつ効果的な業務執行が可能となった。</p> <p>また、公社へ駐車場として貸付している箇所については、巡回対象から除いた。</p>
19	交通局	特命随意契約を見直すべきもの	<p>自動車部は、バスターミナル等におけるバスや歩行者の安全を確保するよう誘導業務を委託することとし、自動車誘導業務委託（契約金額：3億3,495万円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）について、Aとの間で特命随意契約により締結している。</p> <p>本契約について見たところ、特命随意契約に求められる高度な専門性は認められず、A以外にも履行できる者が存在しているため、現在の特命随意契約を見直す必要がある。</p>	<p>局は、本件業務委託の誘導場所に関して、専門性の有無について基準を定めた。この基準に従い、誘導業務の困難度が低い箇所について、競争入札を実施した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	交通局	特命随意契約を見直すべきもの	<p>自動車部は、青梅支所において希望者に対する賄いの提供及び日常清掃・定期清掃に係る業務を委託するため、「青梅支所賄い等業務委託」（契約金額：550万6,200円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）について、Aとの間で特命随意契約を締結している。</p> <p>本契約について見たところ、調理及び清掃に係る業務内容には、特殊性は認められなかったため、現在の特命随意契約を見直す必要がある。</p>	<p>本契約は、遠隔地に所在する支所で早朝と深夜に、不規則勤務に対応した食事の提供を行うとともに、食事提供の間に清掃を行う業務である。</p> <p>競争入札による契約の締結に向けて、調査を行ったところ、対応可能な事業者がいなかったため、引き続き特命随意契約を行う。</p>
21	交通局	特命随意契約を見直すべきもの	<p>車両電気部は、「日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託」契約（契約金額：3億2,090万1,000円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）について、東京交通サービス株式会社（以下「会社」という。）との間で、特命随意契約を締結している。</p> <p>本契約について見たところ、部は、平成22年度まで車両製造業者Bと特命随意契約を締結していた。平成23年度に会社に変更したが、主たる業務をBへ再委託しており、現在の特命随意契約は見直す必要がある。</p>	<p>安全性の観点から局で検討した結果、日暮里・舎人ライナー車両の構造等を熟知し、法定検査、故障事故対応などに加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。</p>
22	交通局	特命随意契約を見直すべきもの	<p>車両電気部は、「日暮里・舎人ライナー車両保守業務委託付帯作業」（単価契約）（推定総金額：4,688万2,500円、契約期間：平成23.4.1～平成24.3.31）を、東京交通サービス株式会社との間で、特命随意契約を締結している。</p> <p>部は、日暮里・舎人ライナー車両におけるタイヤ交換やオイル交換などの車両保守業務と車両運用とを密接に関連して行う必要があるため、同一業者による委託が必要であるとしている。</p> <p>しかしながら、本契約について見たところ、主たる業務を車両製造業者Bと車両整備業者Cに再委託しており、現在の特命随意契約は見直す必要がある。</p>	<p>安全性の観点から局で検討した結果、日暮里・舎人ライナー車両の構造等を熟知し、車両部品の交換修理作業や空調設備の保守作業などに加えて監督業務を行えるのは、現時点では東京交通サービス株式会社（以下「会社」という。）であるため、平成26年度の契約を締結した。また、特命理由について、抽象的であったものを見直し、具体的かつ明確にした。</p> <p>さらに、再委託について鋭意検討を行った結果、会社は、交換修理作業などについては、日暮里・舎人ライナー車両の部品を製造し、走行輪、分岐輪、案内輪の交換などの付帯作業が行えるBと契約した。また、空調設備の保守作業については、指名競争入札を実施した。</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
23	生活文化局	<p>広報東京都の配布媒体の見直しについて</p>	<p>広報広聴部は、視覚障害者向けの広報東京都の音声版を、カセットテープで作成し、購読を希望する視覚障害者に配布している。</p> <p>しかしながら、カセットテープは、近年のデジタル録音機器の普及により、国内の主要メーカーもテープや録音再生機器の製造を中止してきており、配布媒体としての存在は縮小しつつある。</p> <p>このため、最近では、視覚障害者や印刷された図書などを読むのが困難な人のために開発された電子図書の国際標準規格として、デジター図書が普及してきている。</p> <p>デジター図書は、CD-ROM1枚に数十時間の録音ができることや、章や見出し、ページごとに聞きたい場所へ移動することができるという、カセットテープに比べて優れた機能を持っている。</p> <p>視覚障害者等への広報東京都の提供媒体をデジター図書に変更すれば、全国200を超える図書館・団体で運営され、24時間利用でき、約8千人の視覚障害者等が利用している視覚障害者総合ネットワーク「サピエ」を通じて、情報がネットワークに掲載されると同時に、デジタルデータとして随時ダウンロードすることが可能となり、利便性が向上するものと認められる。</p> <p>部は、視覚障害者に向けた広報東京都の配布媒体を、より効率的・効果的なものとするよう見直しが望まれる。</p>	<p>部は、視覚障害者に向けた広報東京都の配布媒体を、より効率的・効果的なものとするよう見直しを図り、平成26年度の契約から「広報東京都」のデジター図書版の配布を開始した。</p>

[平成24年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
24	福祉保健局	補助金交付額の確定に当たり、保管様式を活用するなどして審査事務を適切に行うべきもの	<p>局は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）に基づき、社会福祉法人等に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。</p> <p>この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、補助金交付申請書を提出するとともに、補助事業が完了したときには実績報告書を提出している。この実績報告書は、児童数や努力・実績加算の実施回数など実績数値を報告するものであり、局は、実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金額を確定している。</p> <p>また、局では、要綱において、この補助金の交付を受ける社会福祉法人等に対し、保育所が備えるべき書類等（以下「保管様式」という。）を定め、保管様式の作成と5年間の保管を義務付けている。この保管様式は、補助対象事業に該当する児童の氏名や対象児童数、育児講座などの実施回数等を記載する書類であり、実績報告書の内訳が確認できるものである。</p> <p>しかしながら、これら保管様式の状況を見たところ、局に提出された実績報告書に記載されている対象児童数などの数値と保育所が作成している保管様式に記載されている対象児童数などの数値に相違が認められたものや、保管様式が作成されていない保育所が見受けられた。</p> <p>また、複数の保育所で算定誤りが認められたもののうち、保管様式を確認すれば容易に実績報告書との相違が確認できるものもあることから、このような状況では補助金の審査事務が適切に行われているとは言えない。</p> <p>局は、補助金交付額の確定に当たり、保管様式を活用するなどして審査事務を適切に行われたい。</p>	<p>算定の誤りを防ぐため、平成25年2月4日付24福保子保第2037号にて、各保育所に対し、誤りの事例を示した注意喚起文を通知した。様式についても、申請書（データ）の各入力欄に記入時の注意事項を表示した。また、各保育所へ事務説明会を実施し、注意喚起を行った（平成25年1月15日、25日（同日2回））。</p> <p>審査事務については、平成25年12月に保管様式と実績報告書がデータ連動するファイルを作成し、全保育所に配布した。</p> <p>また、平成26年1月15日、16日に開催した説明会において各保育所に対し、使用方法や注意事項等を周知徹底した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
25	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	履行状況の評価結果を次期長期継続契約に反映すべきもの	<p>公社は、長期継続契約について、「長期継続契約実施要綱」（平成19年3月1日制定、最終改正：平成24年3月31日）に基づき、各病院の業者選定委員会において、履行状況の評価を行っている。また、評価結果が履行不良の場合には、受託者に対して、改善報告書等の提出を求め、履行の改善を図るよう指示している。</p> <p>しかしながら、病院等における履行不良の状況について見たところ、受託業務従事者の経験年数の短さに起因するものが挙げられており、長期継続契約が必要であるとする労働力の確保、教育訓練期間等を要する業務契約についての専門性・安定性が担保されていない事例が認められた。</p> <p>これは、当該契約の積算において、公社積算基準の経験年数最上位を適用して予定価格を算出しているにもかかわらず、仕様書において、必要な業務従事者の要件を適切に定めていないことによるものである。このため、現契約の履行状況の評価結果を分析し、次期長期継続契約に反映する必要がある。</p>	<p>公社事務局は、病院が想定している必要なレベルの役務提供を担保するため、必要に応じて「5年以上の業務経験を有する者を配置すること」、「従事者の3割以上が、3年以上の業務経験を有する者であること」等を仕様書に記載をするように、病院に通知した。</p> <p>公社事務局からの通知に基づき、病院において、平成26年度契約について、必要な仕様書の見直しを行った。</p>
26	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	医業外未収金の債権管理を適切に行うべきもの	<p>大久保病院及び豊島病院における平成23年度末の医業外未収金の内容について見たところ、次のとおり、債権管理が適切でない状況が確認された。</p> <p>① 納期限後1年以上未納状態でありながら督促等を行っていない（2件）。</p> <p>② 旧都立病院の口座に誤入金されていることを知りながら、本部に対し請求をしていない（5件）。</p> <p>③ 支払謝礼金の控除所得税額について、誤支給判明後、返還請求していない（2件）。</p> <p>④ 未収金の消込み、減額処理漏れにより未収金額が残存している（2件）。</p> <p>公社は、医業外未収金の債権管理を適切に行われたい。</p> <p>本部は、公社に対し、誤入金分の支払を速やかに行われたい。</p>	<p>① 督促・請求を行い、22件中16件が回収、6件が住所不明により回収不可となっている。</p> <p>住所不明分については、平成25年度末に不納欠損処理を行った。</p> <p>② 誤入金分5件全てについて、入金が完了した。</p> <p>③ 2件中1件は入金が完了し、残る1件は調査の結果、既に給与支給時に控除しており、振替処理漏れであることが判明したため、振替処理を行った。</p> <p>④ 2件とも平成24年11月29日付けで振替処理を行った。</p> <p>今後も、引き続き医業外未収金の債権管理を適切に行っていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
27	病院経営本部 (公益財団法人東京都保健医療公社)	高額医療機器等の更新に係る経費を適切かつ有効に執行すべきもの	<p>本部は、「財団法人東京都保健医療公社運営費補助金交付要綱」に基づき、公社病院に対して、高額医療機器等の更新に係る経費に補助金を交付している。</p> <p>ところで、この経費の執行状況について見たところ、耐用年数や使用状況に見合った中長期的な備品の更新計画を策定していないことが確認された。このため、法定耐用年数を相当超過した医療機器が多く、更新が先送りされるなど、補助金が有効に活用されているとは言えない状況となっている。</p> <p>また、本部は、補助金の執行状況及び実績について、毎年度、実績報告を徴しているにもかかわらず、補助金の有効性が発揮されていない状況を看過している。</p> <p>公社は、中長期更新計画を策定し、収支状況を勘案しつつ、高額医療機器等の更新に係る経費を適切かつ有効に執行されたい。</p> <p>本部は、高額医療機器等の更新に係る経費の有効性を担保されたい。</p>	<p>公社事務局は、平成25年2月15日付で、各病院・所に対して執行基準を通知するとともに、計画の策定を指示し、平成25年3月31日付で、備品更新に係る中長期計画を策定し、病院経営本部においても計画の内容を確認した。</p> <p>また、病院経営本部は、公社事務局より、平成26年1月現在における平成25年度備品更新経費予算の執行状況及び執行見込の報告を受け、中長期計画に基づいて備品更新経費が有効に執行されていることを確認した。</p>

[平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
28	産業労働局	事業所跡地について早期に今後の方針を定めるべきもの	<p>局が所管する未利用地のうち、旧墨田公共職業安定所敷地（面積：379.42㎡、台帳価格：2,944万4,342円）については、平成15年8月に建物が撤去されて以降、監査日（平成24.10.3）現在まで閉鎖管理されていることが認められた。</p> <p>本件土地について、局は、未利用状態の解消に向けて地元区等関係者との調整に取り組んでいるものの、近隣住民等との合意に向けた調整が進んでいないことから、結果として閉鎖管理が続いており、その取組は十分なものとは言えない。</p> <p>局は、事業所跡地について関係者等と調整を進め、早期に今後の方針を定められたい。</p>	<p>関係者との調整を踏まえ、当該土地を財務局へ引き渡す方針とした。</p>
29	建設局	区の意向を確認した上で財務局への引継ぎに向けて調整すべきもの	<p>局が所管する旧元締川排水場敷地（所在地：江東区南砂二丁目、面積：110.96㎡、台帳価格：747万6,880円）は、昭和14年12月20日に取得したもので、排水場として使用していたものの、昭和42年頃、排水場としての機能は廃止し、水防用の土のう置き場となった。</p> <p>ところで、当該敷地について見たところ、平成6年に区道の道路区域となったが、道路として使用されないまま区道は完成し、局は、監査日（平成24.10.9）現在、空き地のまま閉鎖管理している。</p> <p>しかしながら、局は当該敷地が道路として利用されていないにもかかわらず、区に対し、当該敷地を区道として利用するかなど、意向を確認しておらず、その結果、長年わたって未利用地となっているのは適切でない。</p>	<p>江東区から区道整備を行うため、平成25年10月8日付で土地の譲与申請があった。</p> <p>これを受けて、財務局と調整し、平成25年10月28日付で江東区と土地譲与契約を締結した。</p> <p>平成25年11月12日付で所有権移転登記が完了し、江東区に所有権が移転した。</p>

[平成24年度各会計歳入歳出決算審査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
30	福祉保健局	公有財産について <無体財産権>	無体財産権1件（色素沈着症予防治療剤の特許権）が過大に登載されている。	過大に登載されていた無体財産権1件について、平成25年7月23日に財産情報システムから削除した。 公有財産増減異動通知書については、平成25年度上半期分として、平成25年10月31日に会計管理者に提出した。
31	産業労働局	公有財産について <無体財産権>	無体財産権4件（病虫害防除指針（25年版）ほか3件の著作権）が登載漏れとなっている。	登載漏れとなっていた無体財産権4件については、平成25年7月4日に財産情報システムに登録した。 公有財産増減異動通知書については、平成25年上半期分として、平成25年12月13日に会計管理者に提出した。
32	建設局	公有財産について <債権>	債権451万4,290円（環二工事事務所の保証金）が計上漏れとなっている。	公有財産増減異動通知書を、平成25年上半期分として、平成25年10月31日に会計管理者に提出した。

[平成25年定例監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
33	青少年・治安対策本部	企画提案方式による契約事務を適正に行うべきもの	<p>総合対策部は、18歳以上の若者が抱える人間関係の悩みや漠然とした不安、孤独等に関する相談に対応できるよう、東京都若者総合相談「若ナビ」事業を実施しており、当該事業の認知度を高めるため、企画提案方式により、広報業務委託契約（契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：989万1,000円）を締結している。</p> <p>企画提案方式による随意契約については、提案内容とそれに応じた金額によって最も効果的な契約の相手方を選定するものであるから、本来、提案内容等を変更することは想定されず、原則として、契約変更が認められない。</p> <p>しなしながら、契約の履行状況を見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。</p> <p>① 広報内容の一部を変更した方がより高い広報効果が期待できるとして、契約を変更しているが、広報内容を変更することの必要性並びに各事業の積算内容及び金額が適切であったかの具体的な判断をせず、正規の意思決定手続を行わないまま、契約に定められている内容とは異なる業務を履行させた。</p> <p>② 受託者に変更した契約内容を履行させたにもかかわらず、当初委託契約書に添付した内訳書に基づき検査を行い、履行完了手続を行った。</p>	<p>部は、平成25年9月27日開催の庶務担当係長会議において、企画提案方式については、採用した企画内容に沿った進行管理を行うこと及び履行完了時の確認を確実にすることなど、事務を適正に処理するよう周知徹底を図った。</p> <p>なお、平成26年度以降における東京都若者総合相談「若ナビ」事業の委託契約については、平成25年12月26日、部内で検討の上見直し案を取りまとめ、「企画提案方式」を改め、「総価契約方式」とすることとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
34	財務局	委託業務を適切に行うべきもの	<p>建築保全部は、都庁に訪れる来庁者への案内業務として、都庁第一・二本庁舎の1階と2階における受付案内及び展望室の案内について、「庁舎案内業務等委託」（契約金額：8,040万978円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を行っている。</p> <p>ところで、委託業務について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。</p> <p>① 庁内案内業務における人件費を見たところ、人材派遣賃金ではなく、人材派遣料金を用いている。人材派遣料金には、人材派遣賃金に管理運営費、諸経費及び事業利益が含まれており、委託業務全体の積算にも管理運営費と諸経費があることから、二重計上となっている。</p> <p>② 庁舎見学案内業務については、仕様書に案内業務の実施として、午前1回と午後1回の各々1時間程度と定め、これに必要な業務時間を1日7時間として積算し契約を締結している。</p> <p>しかしながら、過去3か年度の案内実績は、執行率0.23、積算の4分の1未満の状況である。</p> <p>部は、これを考慮せずに仕様を定め積算しているため、平成24年度の実績で換算すると契約額と実績額が291万1,089円乖離している。</p> <p>③ 教育訓練の確認については、仕様書に受託者が業務従事者に対し接遇、語学、都庁舎の概要などの教育訓練を実施することとなっており、その教育内容及び修了を明らかにした書類を業務従事者名簿に添付することとしている。</p> <p>しかしながら、この業務従事者名簿を見たところ、教育訓練の内容及び修了を明らかにした書類が添付されていない。</p>	<p>① 平成26年度契約から厚生労働省による特定労働者派遣賃金（管理運営費、諸経費及び事業利益を含まず。）を参考とした積算に改めた。</p> <p>② 庁舎見学案内として、仕様書上の2ポスト常時配置を義務付けていた部分を、平成26年度契約から、過去の実績を反映できるように改め、それに伴い積算も改めた。</p> <p>③ 業務委託受託者に対して、仕様書記載のとおり、教育訓練の内容及び修了を明らかにした書類を提出するよう指導し、教育訓練修了時に提出させ、業務従事者名簿に添付させた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
35	病院経営本部	医業外未収金の債権管理を適正に行うべきもの	<p>多摩総合医療センターでは、PFI手法による病院運営を行っているが、業務区分において、病院が分担している医業外未収金の債権管理について見たところ、次のような適正でない事例が認められた。</p> <p>① 医業外未収金全件について、債権管理台帳を作成していない。</p> <p>② 職務住宅の使用料及び光熱水費について、平成25年1月分以降、収入されたかどうかの確認を行っていない。また、平成24年12月分までは、納付期限までに納付しない者について、期限を指定して督促したとしているが、事案決定文書がなく、督促状の写しも一部のものしか保存されておらず、督促を行ったことが確認できない。さらに、催告・納付交渉も行っていない。</p> <p>③ 受託研究費について、前年度契約に基づく経費が未収であるにもかかわらず、次年度の契約締結の際に、督促を行っていない。</p> <p>④ これらの債権について、債権管理指定者は、財務会計システム配信帳票「医業外未収金に関する調」により、未収状況を把握できるにもかかわらず、これを行っていない。</p>	<p>① 医業外未収金については、納付期限を過ぎた債務者に関して管理台帳を作成するようにした。</p> <p>② 管理台帳を作成し、台帳・収入確認表及び財務会計システム配信帳票「医業外未収金に関する調」で納付の有無を確認しながら、当該職員への督促を行っている。</p> <p>③ 受託研究費に係る16件の過年度未収金については、7件を督促の上、収入した。残りの9件については、誤調定であることを確認し、過年度損益修正（その他雑支出）として減額処理を行った。</p> <p>今後は、次年度契約締結の際に前年度の未納の有無を確認し、契約時に入金してもらうようにする。</p> <p>④ 平成25年7月より、財務会計システム配信帳票「医業外未収金に関する調」を出力し債権管理指定者である庶務課長が毎月確認している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
36	病院経営本部	過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行うべきもの	<p>過誤納還付未済金の執行状況等は、部及び各病院では、還付決定書類や台帳により、還付の相手方、金額、還付の済又は未済の状況等の還付に係る情報の管理を行っている。</p> <p>ところで、部及び各病院における過誤納還付未済金の内容について見たところ、</p> <p>① サービス推進部は、合計111万3,460円のうち95万2,190円分</p> <p>② 墨東病院は、合計73万6,310円のうち67万8,490円分</p> <p>③ 松沢病院は、合計31万2,120円のうち26万6,050円分</p> <p>について、還付の相手方、金額等が不明であるため、適切な事務処理を行っていない。</p> <p>部は、各病院に対して、還付に係る情報を把握させ、その管理方法を示し、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、自らも過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行い、債務を解消する必要がある。</p> <p>各病院は、過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行われない。</p> <p>部は、過誤納還付未済金の内容を把握し、適切な事務処理を行うとともに、各病院に対して適切な事務処理を行うよう指導された。</p>	<p>医事業務改善検討会運営強化PTで還付案件の不明分が発生する要因を分析した結果、還付が完了するまで医事・収納業務受託者側で還付原議等関係書類を保管していることが要因として挙げられた。</p> <p>そこで、過誤納還付マニュアルを改定し、医事課職員が還付原議を管理し、受託者には書類の写し等を引き継ぐ形で業務フローの整理を行った。</p> <p>さらに、事務担当者に対して、改定版過誤納還付マニュアルについて、平成26年2月27日に説明会を実施し、適切な処理の徹底を図った。</p> <p>なお、不明分については、還付見込を調査し、見込がないと判断したものを、平成26年3月に雑収益として処理した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
37	病院経営本部	還付事務を適切に行うべきもの	<p>部及び各病院において還付の相手方、金額等を把握している還付未済金の事務処理について見たところ、</p> <p>① サービス推進部は、平成8年度以降の還付未済金を保有しているが、還付対象者に連絡を行っていない</p> <p>② 広尾病院は、平成18年度以降の還付未済金を保有しているが、還付対象者に連絡を行っていない</p> <p>③ 多摩総合医療センターは、平成19年度以降の還付未済金を保有しているが、還付対象者の一部にしか連絡を行っていない、また、平成24年11月に還付対象者に連絡を行ったが、連絡結果を以後の還付事務に反映していない</p> <p>など、事務処理が適切に行われていない。</p> <p>これらは、部が、過誤納還付マニュアルを各病院に対して示しているが、マニュアルが各病院で活用されていないこと、また、マニュアルの内容が、過年度事案を多数保有している病院の実態に見合っていないことによるものである。</p> <p>このため、部は、各病院の過誤納還付に係る事務処理手順を点検し、その標準化を図った上で、各病院に対して、事務処理の適正化・効率化を指導するとともに、自らも適切な還付事務を行う必要がある。</p> <p>各病院は、還付事務を適切に行われたい。</p> <p>部は、還付事務を適切に行うとともに、各病院に対して事務処理の適正化・効率化を指導されたい。</p>	<p>過年度分については、平成25年度より、毎年度1月末時点で還付決定から3年以上経過しているものを対象とし、還付見込を調査した上で見込がないと判断したものについて、毎年度末に会計処理を行うこととした。</p> <p>また、今後の事務処理の適正化・効率化を図るため、医事業務改善検討会運営強化PTにおける検討内容を踏まえて、過誤納還付マニュアルの改定を行うとともに、事務担当者に対して、改定版過誤納還付マニュアルについて、平成26年2月27日に説明会を実施し、適切な処理の徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
38	病院経営本部	契約事務を適切に行うべきもの	<p>東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2によれば、財産の買入れに当たっては、予定価格が160万円以下の場合には、競争入札によらず随意契約することができる。とされている。</p> <p>ところで、墨東病院では、医師の研究研修に必要な物品を購入しているが、病院が第4四半期に締結した契約について見たところ、事務機器等を同時期に複数の随意契約により分割発注し、同一の相手方と契約を繰り返している事例が認められた。</p> <p>これらは、物品の購入が計画的に行われず非効率となっているばかりか、公平性、競争性、透明性の観点から、適切でない。</p> <p>病院は、一定期間の請求を取りまとめて競争入札により契約を行うなど、契約事務を適切に行われたい。</p>	<p>今回の監査指摘を十分踏まえて、平成25年度病院経営本部実務研修（契約事務各論）資料を基に適正な契約手続の確保に努めるよう用度係職員に周知した。</p> <p>また、各診療科あてに請求物品等の取りまとめ期限について周知し、請求物品等を取りまとめている部署とも連携を強化しながら、各診療科からの購入依頼の取りまとめを速やかに行えるよう改善を図った。</p> <p>このような取組の下、第3四半期における各診療科からの物品請求について、研究研修費による物品の購入については緊急必要物品を除き、一定期間の請求を速やかに取りまとめて契約を行った。</p> <p>さらに、第4四半期契約分についても、研究研修費による物品購入等の請求について、各診療科あてに取りまとめ期限を周知し、購入依頼の取りまとめを速やかに行うことで、再発防止に努めた。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
39	病院経営本部	自己検査を適切かつ有効に行うべきもの	<p>東京都病院事業財務規則（昭和39年東京都規則第123号）第108条において、本部長は、現金、有価証券、たな卸資産、資産外物品、固定資産の出納、保管、管理その他の事務一切について、毎年度1回以上所属職員のうちから検査員を命じて検査（以下「自己検査」という。）させなければならないとされている。</p> <p>サービス推進部は、毎年、監査において同様の指摘が繰り返されていることから、自己検査の充実強化のため、「都立病院自己検査マニュアル」（平成24年10月）を作成し、自己検査を実施した。</p> <p>ところで、本定例監査で部及び病院を実査したところ、過去と同様の指摘をされており、しかも、自己検査の実施結果を見ると、当該事例について適正と評価されており、その問題点の発見・把握に至っていない。このことから、自己検査が目的とする内部統制及び改善促進の機能が十分に果たされていない状況となっている。</p> <p>部は、内部統制の実効性に留意の上、自己検査を適切かつ有効に行われたい。</p>	<p>自己検査は、内容が広範囲にわたり、検査項目に関するより深い理解が求められるため、今年度から自己検査マニュアルを早い段階で、電子掲示板に掲載し、検査員が事前に十分な準備ができるよう、周知方法を見直した。</p> <p>また、各検査員へマニュアルを提示後、部門ごとに検査員説明会を実施し、検査項目及び特に注意して検査を行うべき項目の説明を行った。</p> <p>さらに、特に検査項目が多い医事部門については、自己検査で指摘・指導できなかった項目を巡回点検においても確認、指導を実施し、フォローアップを行った。</p>
40	産業労働局	処分計画の実現に向け、不法占有の解消への取組を進めるべきもの	<p>国有農地の管理は、「農地法関係事務に係る処理基準」（平成12年6月1日 農林水産事務次官通知）などに基づいて行うことになっており、この基準では、管理の適正を図るために、未貸付地については、不法占有を発見した場合、速やかに国に通知するとともに、状況を十分に把握し、必要に応じて所要の手続を行うことになっている。</p> <p>ところで、農業振興事務所は、国有農地について、国への報告及び国と共に作成した処分計画に基づいた取組を行っているが、監査日（平成25.5.21）現在、不法占有されている国有農地について見たところ、平成31年度に処分（売却）することを計画しているものの、不法占有者の住民票調査などが行われておらず、不法占有者を特定していないなど、不法占有の解消に向けた取組がなされていないことが認められた。</p> <p>所は、国有農地の不法占有について速やかに状況を把握するなど、処分計画の実現に向け、不法占有の解消への取組を進められたい。</p>	<p>不法占有者を特定できなかった案件について確認を行い、不法占有者を特定した。その上で、平成25年11月26日に国と協議を行い、今後の取組について相互確認を行った。</p> <p>今後とも、不法占有の解消に向けて取組を進めていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
41	中央卸売市場	有効なメータを用いて適正に計量すべきもの	<p>北足立市場は、市場内の仲卸業者等が使用した水道水及び電気に係る使用料金を徴収するため、水道メータ及び電力量計（以下「メータ」という。）を設置し、計量に使用している。</p> <p>メータには、計量法（平成4年法律第51号）により、検定証印等の有効期間が定められており、有効期間を超えて使用することはできない。</p> <p>しかしながら、市場において、各メータの有効期間を見たところ、監査日（平成25.6.26）現在、水道メータについて、112件のうち65件（58.0%）は有効期間を満了しており、10件（8.9%）は検定証印に印字された有効期間が不明であった。また、電力量計について、625件のうち35件（5.6%）は有効期間を満了していた。</p> <p>市場が、有効期間満了後のメータを計量に使用したこと及び水道メータの有効期間を正確に把握していないことは、適正でない。</p>	<p>北足立市場のメータについては、取替工事契約（履行完了日：平成26.3.10）に基づき、有効ではないメータを全て交換した。</p>
42	建設局	河川水面清掃に伴う廃棄物処理について適切に契約すべきもの	<p>河川部における河川水面清掃業務委託（単価契約）（推定総金額：2億7,761万2,881円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を見たところ、廃棄物処理経費の支出額が、各区が条例で定める手数料の額（23区は同一金額、1kg当たり32.5円）に廃棄物の総処理量を乗じた金額を上回ることが認められた。</p> <p>本契約の設計書を作成した第一建設事務所は、河川ごみ運搬費には重機を使用して車両に積み込むなど特殊な業務の費用を計上し、廃棄物処理費には条例手数料の単価に諸経費を加算していることから、これらの合計額が条例手数料額との差額となったとしている。</p> <p>しかしながら、一般廃棄物処理業の手引き（平成25年4月東京二十三区清掃協議会）では、廃棄物の収集又は運搬及び処分以外の特別な業務を行う場合には、契約書に収集又は運搬及び処分の料金とは別に特別な業務に対する料金を明記するよう求めている。本件の契約書には、特別な業務に対する料金が明記されておらず、適切でない。</p>	<p>「一般廃棄物処理業の手引き」における「特別な業務」に相当する内容について、東京二十三区清掃協議会と確認を行い、平成26年度の委託設計書では、「廃棄物の収集又は運搬及び処分」及び「特別な業務」に相当する内容を別工種に分割して各々の料金を明確にするとともに、「特別な業務」の内容を特記仕様書に明記した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
43	建設局	一般廃棄物を適正な金額で処理すべきもの	<p>第六建設事務所における隅田川右岸テラス等特別清掃委託における一般廃棄物の処理料金について見たところ、東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年台東区条例第36号）で定める1kg当たりの手数料の額（32.5円）に相当する額を越えた料金を支出しており、適正でない。</p> <p>この結果、24万3,475円（監査事務局試算）が過大支出となっている。</p>	<p>一般廃棄物の処理料金について、平成25年11月1日付25六建庶契第265号「隅田川右岸テラス特別清掃委託（台東区）単価契約（その2）」により、東京都台東区の条例で定める1kg当たりの額の範囲内で契約を締結した。</p>
44	建設局	一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条第1項では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定められており、同法施行令（昭和46年政令第300号）では、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれについて、収集、運搬及び処分等の基準が定められている。</p> <p>第一建設事務所及び第五建設事務所では、隅田川のテラス清掃に係る委託契約を締結しており、本契約の清掃によってダンボール、衣類、木材などの一般廃棄物と、廃プラスチック、金属などの産業廃棄物とが排出される。</p> <p>しかしながら、各所の本契約の仕様書では、排出される廃棄物が全て産業廃棄物であると誤認し、産業廃棄物の処理についてのみ規定しているため、受託者は収集した全ての廃棄物を産業廃棄物として処理しており、適正でない。</p>	<p>平成25年度の途中に新たに締結した契約からは、収集物を一般廃棄物と産業廃棄物に分けて処理するよう仕様書等に明記し契約した。</p> <p>一般廃棄物については、関係区の条例等に基づき、適正に処理を行うよう改善した。</p>
45	建設局	仕様書を適切に作成するとともに、その仕様書に基づき積算を行うべきもの	<p>第一建設事務所における自家用電気工作物保安管理業務委託（契約金額：482万2,650円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）について見たところ、対象の7か所の設備のうち3か所については屋外に設置されているため、年次点検の際に清掃を行わせていることが認められた。この清掃に係る金額は58万余円となっている。</p> <p>しかしながら、仕様書には清掃を行うことが記載されているのみで、対象となる機器や清掃の方法が定められていないこと、及び清掃に関する積算には内訳がないことから、積算額が適切であるか確認することができない。</p>	<p>平成26年度契約において、対象となる機器や清掃の方法を定めるなど、仕様書を適切に作成し、その仕様書に基づき積算を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
46	水道局	支払計画を適切に設定し履行を確保すべきもの	<p>サービス推進部は、料金が水道使用者の通常予定する支払額を著しく超えた金額で、かつ、水道使用者の経済状況等から判断して一括による支払が困難であるため履行期限を延長することがやむを得ないと認められる場合などには、水道使用者と支払に関する計画を調整の上、一定金額を定期的に窓口等で支払う料金の分割納入を認めている。</p> <p>ところで、世田谷営業所及び世田谷営業所太子堂分室において、分割納入者の料金収納状況を見たところ、次のとおり、支払計画が、未納状況及び経済状況等に応じた適切なものとなっておらず、未納解消に向けた履行がなされていない状況が認められた。</p> <p>① 支払計画書を徴しているものの、計画と支払実績が乖離しており、未納が解消されていないもの</p> <p>② 支払計画を水道使用者と合意しているものの、未納額が増加し続けているもの</p> <p>③ 支払計画が確認できず、未納額が増加しているもの</p>	<p>世田谷営業所及び太子堂分室においては、監査後、改めて各案件の状況を把握し処理方針を定めて徴収整理を次のとおり行った。</p> <p>① 使用者が無届転居したため給水停止した。使用者の所在調査を行うも判明せず、所在不明により平成25年11月26日に徴収停止した。</p> <p>② 交渉を進めた結果、毎月の支払額を増額した。今後は、適正な支払計画書の提出を求め確実な未納解消に努めていく。</p> <p>③ 監査指摘時点での未納額について平成25年10月11日に完納した。</p>
47	水道局	保有固定資産管理業務委託を適切に行うべきもの	<p>経理部は、局が保有する固定資産の管理について、「保有固定資産管理業務委託契約」（契約金額：1億1,455万5,000円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を行っている。委託業務内容は、①日常管理（巡回点検）業務、②定期調査業務、③はぎれ地等調査業務、④草刈業務等である。</p> <p>このうち、定期調査業務について見たところ、調査対象資産には、受託者が局からの貸付け又は管理委託を受けている資産を含めているが、自らの使用状況又は管理状況を調査させることの必要性・有効性は認められないことから、受託者自ら使用又は管理している資産を調査対象とし、その経費（対象箇所25か所、55万8,000円）を支出することは、適切でない。</p>	<p>定期調査業務について見直しを行い、受託者自ら使用又は管理している資産については、平成26年度契約から定期調査の対象から除外した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
48	水道局	職員住宅等補修業務委託契約の執行管理を適正に行うべきもの	<p>経理部は、局が所有する職員住宅、職員寮及び事務所用建物等の補修業務について、「東京都水道局職員住宅等の補修業務の委託に関する基本協定」（平成16年4月1日）に基づき、「平成24年度東京都水道局職員住宅等の補修業務に関する委託契約」（契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を、東京都住宅供給公社（以下「公社」いう。）と締結している。</p> <p>契約書において、補修業務の内容は、①職員住宅の一般補修、②職員住宅の緊急補修、③職員住宅の空家補修、④事務所用建物等の緊急修繕とし、部が連絡票により公社に依頼（発注）している。その委託経費については、概算額を交付し、年度途中において委託経費に不足が見込まれる場合は、協議をす</p> <p>るとしている。</p> <p>また、実施状況の報告について、公社は、工事完了後速やかに、完了報告書等の写しを部に送付し案件別に工事完了の報告をすること、四半期ごとに、部に実施状況を報告することなどとしている。</p> <p>ところで、この契約の執行状況を見たところ、次のような問題点が認められた。</p> <p>① 委託経費の交付及び執行について、概算交付額を超える発注・執行が繰り返され、その不足額について協議・交付を適時に行っていない。</p> <p>② 平成23年度の発注にもかかわらず、平成24年度の経費（652万余円）として執行している。</p> <p>③ 空家修繕については、入居予定日前に工事完了しておらず履行遅延となっている。</p> <p>④ 事務所等緊急補修については、緊急又は軽微な工事であるにもかかわらず工事完了が半年から1年後となっている。</p> <p>これらは、部が、公社から提出された完了報告書及び実施状況報告について、その内容を確認し必要に応じた指示をしていないなど、適正な執行管理が行われていないことによるものである。また、履行期限の定めが、協定、契約書、連絡票（発注書）のいずれにもないことも一因となっており、改善の必要がある。</p> <p>部は、履行期限を定め、職員住宅等補修業務委託契約の執行管理を適正に行われたい。</p>	<p>公社と調整の結果、平成26年度から、連絡票（発注書）に履行期限を定めるとともに、新たに「依頼案件整理簿」を作成し、毎月、公社から進捗状況の報告を受け業務の進行管理を行うこととした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
49	水道局	委託契約の調査結果を活用し問題箇所の改善を図るべきもの	<p>多摩水道改革推進本部は、「平成24年度多摩地区水道施設運転管理等業務委託」（契約金額：21億1,050万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）を東京水道サービス株式会社と契約している。</p> <p>この委託契約には、固定資産管理台帳に記載されている土地について、用地管理図を基に年1回現地調査を行う業務も含まれ、現地調査の結果、管理状況に問題のある場合には、問題箇所等報告書に記録し提出させることとなっている。</p> <p>ところで、提出された問題箇所報告書を見たところ、報告のあった67か所中62か所が昨年度の調査報告と同じ内容が報告されていた。このため、62か所の状況を確認したところ、使用許可の手続が行われていた箇所は15か所で、昨年度の報告時点から改善に向けた取組が行われていない箇所が大半を占めることが認められた。</p> <p>このような状況は、委託契約における現場調査の報告が十分に活用できていないこととなり適切でない。また、問題箇所の状況を見ると、使用許可手続に関することが半数を占めており、土地の使用料の徴収を行うことができるものもあることから、速やかに対応し改善する必要がある。</p>	<p>本件は、速やかな対応が図れるよう、現在、組織を挙げて進行管理を行っている。</p> <p>この結果、昨年度と同一内容の報告を受けた案件のうち未処理となっていた47か所について、これまでに36か所を処理した。</p> <p>今後も引き続き相手方と協議を重ねながら、問題箇所を解消し、改善を図っていく。</p>
50	下水道局	管きよ維持補修工事の施行に関して、要綱に必要な事項を定めるべきもの	<p>施設管理部は、区部の公共下水道普及地域における本管、取付管などの管路施設について、緊急又は迅速に補修する必要がある工事を行うために、管きよ維持補修工事契約（工期：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：22億6,968万円）を行っている。</p> <p>当該契約による管きよ維持補修工事については、管きよ維持補修工事事務処理要綱（平成11年下施管第484号）において、適用できる範囲と事務手続のみを定めている。そのため、特記仕様書等で管きよ維持補修工事に係る監督基準、工事施行前の措置、工事の中止及び中止解除、事故報告、工事変更、工事代金の計算、工事の完了等について規定している。</p> <p>しかしながら、管きよ維持補修工事に係るこれら監督基準等については、要綱で規定すべきであり、適切でない。</p>	<p>監督基準については、局工事監督基準に準拠するなど必要な事項の整理を行い、平成26年1月15日付「管きよ維持補修工事施行要領」を策定し、本要領で必要な事項を定めた。</p> <p>また、内容について、平成26年2月28日に開催した説明会等で職員へ周知徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
51	下水道局	物品購入に係る契約事務を適切に行うべきもの	<p>東部第二下水道事務所では、平成25年1月に消防設備の保守点検を予定していたことから、所管する水再生センター及びポンプ所等に配置されている消火器を保守点検前に更新した。</p> <p>ところで、東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程（昭和41年下水道局管理規程第34号）第3条によれば、予定価格が500万円以上の物品購入契約に関する事務は局が行うことになっている。</p> <p>しかしながら、所における購入契約について見たところ、1件の購入契約として、所が起案し局において入札するべきところ、所は、合理的理由なく、購入契約を4件に分割し、所において入札を行っており、適切でない。</p>	<p>平成25年8月22日付事務連絡により、再発防止について各下水道事務所あてに周知を図った。</p> <p>平成25年度発注の消火器の購入について、東部第二下水道事務所です管ポンプ所及びセンターの必要数量を取りまとめ、平成25年10月24日付で購入の決定を行い、入札を経て平成25年11月15日付物品購入契約を締結した。</p>

[平成25年工事監査]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	都市整備局	高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>道路改良工事（24土-1）（工期：平成24.10.1～平成24.12.28、契約金額：1億1,226万4,950円）は、道路の新設に伴う交差点改良工事として舗装及び安全施設等の整備を行うものである。</p> <p>このうち、大型標識の設置について見ると、標識板等の取付を高所作業車により行っているが、その際、転落防止措置である安全帯の使用が認められなかった。</p> <p>このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業である。</p>	<p>局は、平成25年7月8日に局主催の「工事安全講習会」を所内にて実施し、所職員に周知徹底した。</p> <p>また、同年8月30日には、局研修「土木技術交流会」を実施し、周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した再開発事務所は、当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>また、平成25年6月28日に所長名にて、全受注者及び工事関係職員に対して、注意喚起文書「高所作業における転落防止対策について」にて周知徹底した。</p> <p>さらに、所内で臨時の工事安全小委員会を同年7月2日に開催し、上記文書にて再度、周知徹底した。</p> <p>同年7月9日には、局からの「工事現場における適正な施工と安全管理の徹底について」の文書で工事関係職員に周知徹底した。</p> <p>同年11月19日には、局工事安全パトロールを所現場にて実施し、受注者及び工事関係職員に対して、周知徹底した。</p> <p>平成26年1月28日には、「工事安全講習会」を実施し、改めて受注者及び工事関係職員に対して、周知徹底した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
53	環境局	既済部分払に係る手続を適切に行うべきもの	<p>大見晴園地便所改築工事（工期：平成23.7.1～平成24.5.31、契約金額：1億3,524万円）は、高尾山大見晴園地において、観光客の増加に伴うトイレ不足を解消するため、トイレの改築工事を行うものである。</p> <p>本工事においては、工期延伸の変更手続後、契約約款第38条により、既済部分検査の請求を受け、既済部分払を行っている。</p> <p>ところで、局建築工事部分払事務処理細目（以下「事務処理細目」という。）によると、既済部分払の金額については、出来形に応じて工種ごとに認定率を乗じた額としている。</p> <p>しかしながら、本工事では、定められた認定率を用いないなど、事務処理細目に基づいた手続が行われていない。</p>	<p>局は、平成26年1月24日に工事関係課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。</p> <p>本件工事を実施した多摩環境事務所は、平成25年度当初、平成25年9月27日及び同年11月22日に、工事担当部署において、工事施行に係る研修を実施し、監査結果を踏まえて、工事部分払の事務処理について注意喚起を行った。</p> <p>また、経理担当部署においても、「事務処理細目」について周知を行った。</p>
54	福祉保健局	照明器具の単価設定を適正に行うべきもの	<p>東京都立萩山実務学校（23）児童棟増築電気設備工事（工期：平成24.2.24～平成25.2.19、契約金額：3,949万5,750円）は、児童棟増築に伴う電気設備工事を行うものである。</p> <p>このうち、エントランスホール及びダイニング等に設置した照明器具の単価設定について見ると、カタログの価格を誤って入力し、過大に単価を設定していた。</p> <p>このため、積算額約365万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成26年2月4日に開催された局事業所長会において、指摘事項を報告するとともに同様な誤りが繰り返し発生しないよう、今後の取組と再発防止について周知した。</p> <p>本件工事を実施した契約管財課は、平成26年1月20日に開催された契約管財課工事係会において、契約管財課長より工事監査講評について周知した。</p> <p>その後、再発防止に向け工事係長より、平成25年工事監査指摘事例の一部を参考として、工事の留意点について研修を行った。</p> <p>また、工事発注部署では、設計・積算業務に当たり工種別チェックリストを活用するとともに工事係長によるダブルチェックを追加し、確認体制の強化を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
55	病院経営本部	石綿処理工事の数量計算を適正に行うべきもの	<p>都立広尾病院（24）熱源機械室改修工事（工期：平成24.11.30～平成25.3.8、契約金額：3,360万円）は、ガスコージェネレーションシステムの導入に伴い、設置予定場所である地下2階熱源機械室内の改修工事を行うものである。</p> <p>このうち、石綿処理工事の予定額の積算について見ると、積算に必要な数量を別契約の委託により算出しているが、本部は、これを十分に精査せずに設計数量とした。</p> <p>このため、積算額約129万円が過大なものとなっている。</p>	<p>本部は、平成26年2月7日に実施した施設担当係長会において、各病院の工事担当者に対して、指摘趣旨について周知徹底・注意喚起を図った。</p> <p>また、工事担当者である施設担当係長以外の職員がチェックを行うダブルチェック体制を強化するよう、病院に対して指導し、再発防止を徹底した。</p> <p>本件工事を実施した広尾病院は、数量計算について、成果物の確認を怠らないよう注意するとともに、財務局建築保全部作成の工種別積算チェックリストを活用し、本部からの指導に基づくダブルチェックを徹底して再発防止に努めていく。</p>
56	病院経営本部	消防用設備等の修理に係る手続を適切に行うべきもの	<p>消防法令では、消防用設備等の工事は、適正な設置や管理のため、消防設備士が行うとともに、消防用設備等試験結果報告書及び図面等の図書を添えた書類を消防署へ提出し、検査を受けることなどが定められている。</p> <p>しかしながら、消防設備修理（工期：平成24.8.7～平成24.9.20、契約金額：241万5,000円）の作成書類について見ると、消防用設備等の工事であるにもかかわらず、施工計画等で消防設備士の関与が確認できない。また、消防署への届出書も確認できない。</p>	<p>本部は、平成26年2月7日に実施した施設担当係長会において、各病院の工事担当者に対して、指摘趣旨について周知徹底・注意喚起を図った。</p> <p>あわせて、法令に基づく資格者の配置の確認を徹底するため、主な設備ごとに必要な資格等を一覧にしたチェック表を作成し、各病院の工事担当者に周知することで、再発防止に努めた。</p> <p>本件工事を実施した神経病院は、当該受注者に対し、改善を指導した。また、消防法等関連法令に基づく受託者の対応を明記した仕様書例を作成し、今後、契約を行っていくこととした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
57	病院経営本部	<p>運転保守管理委託における監督業務を適切に行うべきもの</p>	<p>多摩メディカルキャンパス設備運転保守管理委託（工期：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：1億9,635万円）は、エネルギー棟ほか2か所の電気、空調設備等の運転保守管理を行うものである。</p> <p>ところで、仕様書では、機器の運転に必要な資格者及び実務経験・能力を有する者を配置するよう記載している。</p> <p>しかしながら、受託者から提出された書類には、これらを証明する資料の添付はなく、発注者側の監督員の確認も不十分なまま保守管理委託が実施されていた。</p>	<p>本部は、平成26年2月7日に実施した施設担当係長会において、各病院の工事担当者に対して、指摘趣旨について周知徹底・注意喚起を図った。</p> <p>あわせて、法令に基づく資格者の配置の確認を徹底するため、主な設備ごとに必要な資格等を一覧にしたチェック表を作成し、各病院の工事担当者に周知することで、再発防止に努めた。</p> <p>本件委託を実施した多摩総合医療センターは、資格等を証明する資料の徴収及び確認を徹底するため、平成26年度準備契約分の仕様書を見直し、業務計画書と併せて資格を証明する資料を提出するよう、明記した。</p> <p>今後は、契約後速やかに受託者より業務計画書を徴し、監督者として資格等の確認を徹底する。</p>
58	建設局	<p>人工木デッキの単価設定を適正に行うべきもの</p>	<p>武蔵野の森公園管理施設新築工事（工期：平成25.1.25～平成25.9.20、契約金額：1億3,621万6,500円）は、都立武蔵野の森公園内に、管理施設を新築するものである。</p> <p>このうち、中庭の人工木デッキの単価設定について見ると、下地のコンクリートを打設するためのコンクリートポンプ圧送費を、人工木デッキ全体の約79㎡で1回計上すべきところ、誤って1㎡当たり1回を計上して単価設定を行った。</p> <p>このため、積算額約578万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した西部公園緑地事務所は、照査欄に捺印する照査者のほか、経験豊富な職員による再チェックを実施するなど、複数の視点での体制により照査の強化に取り組んでいる。</p> <p>情報共有、周知の強化については、平成25年11月12日に課長会で所内各課に周知し、設計担当課の職員に対しては、係長会等を通じ、再発防止に向け指導徹底した。</p> <p>また、平成26年1月10日に課内会議を開催し、工事課職員に事例等の情報共有、周知徹底を行い、設計委託受注者にも周知するとともに、チェック体制を見直し、チェックリストを活用することで、誤積算の再発防止を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	建設局	内装工事における単価設定を適切に行うべきもの	<p>上野動物園飼育センター整備工事（工期：平成24. 11. 16～平成25. 12. 13、契約金額：5億8,590万円）は、管理施設の分散立地、老朽化、機能不足を解消するために、飼育センターを新築するものである。</p> <p>このうち、内装工事の天井ロックウール吸音板張りの単価について見ると、材料費について1㎡当たりの価格を設定すべきところ、1梱包（18枚3.24㎡）分の価格を誤って設定するなど、割高なものとなっている。</p> <p>このため、積算額約499万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した東部公園緑地事務所は、平成25年12月18日と平成26年1月16日の課長会及び課内会議において、①工事監査指摘事項、②積算チェックリストの活用、③単価の採用方針、④見積り採用リストのチェックについて周知するとともに、設計時の誤積算の再発防止を図った。</p> <p>また、工事監査日以降の発注案件については、積算チェックリストを活用するとともに、見積り採用リストを設計時点で作成し、照査時点でのチェックを徹底するよう関係職員に指導した。</p>
60	建設局	スクラップの運搬において道路の通行条件を確認するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>善福寺川整備工事（その4）（工期：平成23. 1. 5～平成25. 2. 8、契約金額：8億4,969万8,850円）は、1時間当たり50ミリ規模の降雨に対応する護岸を整備するものである。</p> <p>本工事のスクラップ売却に伴う搬出状況について見ると、搬出車両12台のうち、3台において総重量が一般的制限値（総重量20t、ただし、高速自動車国道・指定道路については最大25tなど）を超過しているが、道路法第47条の2及び東京都土木工事標準仕様書に規定された必要となる通行許可を取得していなかった。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した第三建設事務所は、平成25年10月22日の当課係長・センター長会にて、総括監督員より監督員等に対し、特殊車両通行許可の条件を十分に認識させるとともに、受注者への指導・監督を徹底するよう指示した。</p> <p>また、当該業者に対して改善を指導するとともに、施工中の全受注者に対して、特殊車両通行許可制度の条件について、特に新規格車においても車両総重量が20tを超過して指定道路等以外の道路を通行する場合には特殊車両通行許可が必要な旨を、平成25年10月24日に指示書にて周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
61	建設局	産業廃棄物処理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）では、産業廃棄物の収集運搬車両には、その両側面への産業廃棄物の収集運搬車両である旨等の表示を義務付けている。</p> <p>しかしながら、路面補修工事（23北北の13・歩道改善）ほか5件（工期：平成23.10.11～平成24.10.29、契約金額：1億5,580万3,200円）におけるアスファルト・コンクリート塊などの運搬の工事記録写真を見ると、複数の事務所の工事で産業廃棄物収集運搬車両の両側面への表示が確認できない。</p>	<p>局は、平成26年2月4日付25建総技第531号「工事記録写真撮影基準の一部改定について（通知）」のとおり、表示義務が受注者により明確となるよう、基準の改定を行った。</p> <p>また、同月20日の技術担当課長会において、表示義務について改めて周知し、再発防止に努めることとした。</p> <p>本件工事を実施した第六建設事務所、西多摩建設事務所、北多摩南部建設事務所、北多摩北部建設事務所は、当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>また、会議等を通じて、関係職員と全受注者の双方へ注意喚起を行った。</p>
62	建設局	掘削作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編 建設省）第41では、受注者は地盤を掘削する場合、掘削の深さが1.5mを超えるときには原則として土留工を施すものとしている。</p> <p>しかしながら、舎人公園園路整備工事（工期：平成24.11.26～平成25.6.28、契約金額：6,958万6,650円）について見たところ、1.5m以上の掘削作業が発生したにもかかわらず、土留工を受注者が行わずに、掘削・埋戻し作業を実施していた。</p> <p>このような状況は、掘削面の崩落事故につながりかねない大変危険なものであることから、受注者に関係法令を守った安全対策を確実に実施させるべきである。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した東部公園緑地事務所は、当該業者に対し改善を指導するとともに、課長会及び課内会議において、必要に応じて土留めを行うなど、掘削作業時の安全対策を全受注者に対し指示するよう周知した。</p> <p>さらに、工事安全パトロール（平成25年9月～12月延べ12回）の際に、掘削作業の安全対策について、監督員及び受注者に対し注意喚起を行った。</p> <p>また、所内の工事安全対策委員会において、掘削時に土留めが必要な場合は、掘削作業時の状況を確認することを徹底するよう、関係職員に周知した。</p> <p>受注者に対しては、平成26年1月30日の工事安全講習会において、掘削作業の安全対策について周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
63	建設局	高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>労働安全衛生規則では、労働者の安全確保のため、高さが2m以上の箇所での作業を行う場合には、転落防止措置を実施するよう義務付けている。</p> <p>しかしながら、道路改修工事及び補償代行工事（西一駒木の10）（工期：平成23.12.19～平成24.7.31、契約金額：4,877万400円）では、道路を拡幅するため崖地に擁壁を設置したが、完成した擁壁の高さや幅を確認するために撮影された測定状況写真について見ると、地上高約5mの箇所で測定作業が行われているにもかかわらず、転落防止措置が認められなかった。</p> <p>このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業である。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した西多摩建設事務所は、当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>また、工事契約時の打合せ、施工計画書のヒアリングにおいて、受注者及び担当監督員に対して高所作業時の転落防止措置に関する注意指導を行い、日々の監督行為の中で転落防止措置を確認している。</p> <p>さらに、工事安全パトロール時に、安全帯の着用、親綱の設置等、転落防止措置の確実な実施状況を確認している。</p> <p>平成25年11月14日には、受注者、監督員に対して工事安全対策講習会を実施し、転落防止を含めた安全対策の徹底を指導した。</p> <p>同年12月2日には、事務所内の各課工事担当者会においても、工事監査指摘内容を周知し、再発防止に向けて情報共有を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
64	建設局	斜面における工事について適切な転落防止措置を行うよう受注者を指導、監督すべきもの	<p>労働安全衛生規則では、墜落による危険を防止するための措置を義務付けており、勾配が40度以上の斜面上を転落することも上記規則の墜落に含まれると解されている。</p> <p>しかしながら、道路災害防除工事（24奥の1）（工期：平成24.7.23～平成25.4.16、契約金額：1億8,141万7,950円）の斜面安定工について見ると、傾斜が40度を超える斜面において作業しているにもかかわらず、転落防止用の綱を使用するなどの作業員の転落防止措置がとられていない。</p> <p>このことは、安全衛生規則の規定に反するものであり、安全な作業形態ではない。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した西多摩建設事務所奥多摩出張所は、当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>また、同種の作業を伴う工事については、契約時の打合せにおいて、転落防止措置に関する注意・指導を行った。</p> <p>さらに、毎月実施している工事安全パトロールや現場立会い時に、安全帯の着用、親綱の設置等、転落防止措置の確実な実施状況を確認した。</p> <p>西多摩建設事務所は、平成25年11月14日に受注者に対する工事安全対策講習会を実施し、転落防止を含めた安全対策の徹底を指導した。</p> <p>平成25年12月2日には、所内の各課工事担当係会において指摘内容を周知し、再発防止に向けて情報共有を行った。</p>
65	建設局	電気設備改修工事における設計変更を適切に行うべきもの	<p>第六建設事務所ほか2件電気設備改修工事（工期：平成24.7.13～平成24.12.10、契約金額：2,537万1,150円）は、照明器具の更新を行うものである。</p> <p>このうち、第六建設事務所における一部の照明器具の施工について見ると、取付けに改造が必要なため、設計変更を行っている。</p> <p>この変更手続を見ると、変更理由、経緯を記した協議書及び指示書を事前に作成していないことが認められた。</p> <p>このことは、東京都の「工事請負契約設計変更ガイドライン」の手続に沿っておらず、適切でない。</p>	<p>局は、平成26年2月20日の技術担当課長会で、監査結果について報告するとともに、再発防止に努めるよう周知徹底した。</p> <p>本件工事を実施した総務部は、平成25年12月3日に総務部用度課関係係長会を開催し、「工事請負契約設計変更ガイドライン」の内容を確認するとともに、設計変更を行う際は同ガイドラインに沿って適切な事務手続を行うことを所属職員に周知徹底した。</p> <p>また、総務部用度課には電気職がないことから、電気工事については、適切な設計及び発注を行えるよう、財務局建築保全部の技術支援を積極的に受けることとし、平成25年度発注予定工事から取組を開始した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	東京消防庁	照明器具の複合単価の設定を適正に行うべきもの	<p>東京消防庁第八消防方面本部事務棟庁舎（23）増築電気設備工事（工期：平成24. 2. 28～平成25. 3. 8、契約金額：6, 616万6, 800円）は、庁舎増築に伴う電気設備工事を行うものである。</p> <p>このうち、一部の汎用性の低い照明器具は、庁単価にないことから独自に単価（複合単価）を設定している。</p> <p>ところで、この単価の設定について見たところ、照明器具1台を施工するのに必要な材料費と工費を合算して単価を設定すべきところ、工費については誤って全設置数量の9台を施工するのに必要な工費を単価としていた。</p> <p>このため、積算額約96万円が過大なものとなっている。</p> <p>（注）複合単価 施工単位当たりの単価で、照明器具1台を施工するのに必要な材料費、工費を含んだもの 複合単価＝材料費＋工費</p>	<p>庁は、平成25年工事監査の結果を関係各課へ周知するため、平成25年2月22日に結果報告を作成し、警防部救助課、防災部水利課、消防学校等へ供覧し、同種事故防止に努めるよう周知した。</p> <p>本件工事を実施した総務部施設課は、平成25年3月27日、平成25年工事監査検討会を開催し、監査結果を報告し、指摘事項を周知するとともに、複合単価採用時のチェック体制等について再確認した。</p> <p>また、再発防止策として、今回、作成した複合単価設定のチェックリストを活用することにより、複合単価の妥当性を確認するとともに、経験豊富な専務的非常勤職員が、再度積算の確認を実施することにより、チェック体制の強化を図った。</p>
67	交通局	コンクリート工の積算を適正に行うべきもの	<p>三田線春日駅エレベーター設置土木・建築その他工事（工期：平成24. 8. 9～平成25. 4. 15、契約金額：2億8, 980万円）は、バリアフリー化のため、三田線春日駅において、ホームとホーム下の連絡通路を結ぶエレベーターを設置するものである。</p> <p>このうち、コンクリート工の積算について見ると、局積算基準では、コンクリート工（ポンプ車打設）の単価にはコンクリート材料費が含まれるものとしている。</p> <p>しかしながら、本工事の積算では、コンクリート工（ポンプ車打設）とコンクリート材料費が計上されており、コンクリート材料費を別途計上していることは適正でない。</p> <p>このため、積算額約992万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、施工単価及び工種体系の見直しを行い、平成25年2月26日付けで積算基準の改定を実施するとともに、過大積算が発生しないよう積算システムも改良した。</p> <p>本件工事を実施した建設工務部は、積算基準の改定と同時に、部内、関係部署に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、平成25年3月22日の課内計画班会議、同年4月9日の係会議においても、周知徹底を図った。</p> <p>さらに、同年8月20、21、23日の「基準類説明会」において、部内、関係部署の担当者に対して、再度周知徹底を図った。</p> <p>実務面では、平成25年4月22日に、新任及び転入等若手職員に対する研修を実施した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
68	交通局	機器設置工事における耐震措置の施工監理を適切に行うべきもの	<p>新宿線本八幡駅給水設備更新その他工事（工期：平成24.3.7～平成24.8.31、契約金額：8,591万8,350円）は、本八幡駅及び地下鉄会館の給水設備や空調換気設備などの更新を行うものである。</p> <p>このうち、機器設置工事における耐震措置の施工監理について見ると、次のような不適切な状況が認められた。</p> <p>① 水槽及び空調用室外機を固定するアンカーボルトの耐震計算書を提出させていない。</p> <p>② ボイラー及びポンプの固定用アンカーボルトの施工に当たって、施工前に受注者から提出のあった耐震計算書に記載されている、材料や埋め込み深さの確認をしていない。</p> <p>③ 水槽廻りの配管用フレキシブルジョイントの施工に当たって、東京都機械設備工事標準仕様書に基づいて、材料や据付時の可とう性の確認をしていない。</p> <p>(注) 可とう性 地震等の力による振動やねじれを吸収できる性質のこと。</p>	<p>施工監理部署である工務事務所は、平成25年3月7日に係会議を開催し、今回の指摘内容について報告・周知し注意喚起を図るとともに、具体的方策について確認した。</p> <p>また、同月25日の所内係長会議にて所内職員へ周知した。</p> <p>耐震対応の確認に当たっては、新たにチェック表を作成し、それを用いて設計者、監督員、受注者との情報共有を図ることとした。</p> <p>設計部署である建築課は、平成25年3月12日の課内会議で工事監査の報告を行い、同月15日の係会議で今後の対応方法について周知を図った。</p>
69	水道局	仮設鋼材運搬費の積算を適正に行うべきもの	<p>大船ポンプ所（仮称）築造及び送水管（700mm）新設工事（工期：平成24.6.25～平成26.8.6、契約金額：5億3,401万9,500円）は、多摩西南部地域への安定した給水を確保することを目的に、送水用のポンプ所等を築造するものである。</p> <p>本工事のポンプ所地下部及びポンプ所に接続する流入管路部の築造に当たっては、崩落防止のため、それぞれ仮設鋼材を使用して施工することとしている。</p> <p>このうち、流入管路部分の仮設鋼材（約8t）の運搬費積算について見ると、誤って別の場所であるポンプ所部分に必要な仮設鋼材数量約242tを計上していた。</p> <p>このため、積算額約203万円が過大なものとなっている。</p>	<p>本件工事を実施した多摩水道改革推進本部は、平成25年7月31日、施設部全体係長会の中で指摘事項を報告し、再発防止に向け周知徹底を図った。</p> <p>また、同年8月1日、施設部設計課全体会議の中で指摘事項を報告するとともに、建築積算の経験者がチェックを行うなど、確認体制の強化を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
70	水道局	<p>工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの</p>	<p>建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）では、深さ1.5m以上の掘削作業を行うときは、土留工等切土面の崩落を防止するために必要な措置を講じなければならないと定めている。</p> <p>しかしながら、港区白金台三丁目19番地先から同区白金台三丁目16番地先間配水本管（500mm）移設工事（工期：平成23.10.5～平成24.10.3、契約金額：2億5,371万1,500円）の試験掘りの施工状況について見ると、深さ1.5m以上の掘削作業を行っているにもかかわらず、一部において必要な措置が講じられていない施工が認められた。</p> <p>このような状況は、切土面の崩落事故につながりかねない危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を守った安全対策を確実に実施すべきである。</p>	<p>給水部は、平成25年7月31日給水部配水課系列工事係長会を開催し、再発防止に向け指導徹底を図った。</p> <p>本件工事を実施した中央支所配水課は、当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>また、全受注者に対し平成25年6月24日に開催した工事安全会議において、土留め工の不備による人身事故の事例を基に説明し、安全管理対策の徹底を周知した。その後の工事安全会議（8月及び12月開催）においても、関係法令等を守った安全対策を確実に実施するよう指導している。</p> <p>なお、工事監督員は、日々の業務において「工事現場の重点項目チェックリスト」を活用し、土留め工の適正な施工を行っているか確認して事故防止の徹底を行っている。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
71	水道局	<p>工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの</p>	<p>玉川浄水場保全薬品管理所屋根等補修工事（工期：平成24.10.26～平成24.12.21、契約金額：339万1,500円）は、保全薬品管理所の屋上シート防水が台風で全面剥離したため、屋上防水を補修するとともに老朽化した堅樋を交換するものである。</p> <p>このうち、屋上から地上までの堅樋交換には外部枠組足場が必要となるが、外部枠組足場の設置は、東京都建築工事標準仕様書で定める「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、手すり先行工法で行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、本工事の外部枠組足場について見ると、手すり先行工法で行っていない。</p> <p>このことは、足場の組立て・解体作業での安全性を確保できず、適切でない。</p>	<p>浄水部は、次のとおり再発防止に向け周知徹底を図った。</p> <p>① 平成25年5月30日から同年6月4日まで、事業所別臨時係長会を開催した。</p> <p>② 同年7月9日付けで、建築工事における安全管理の徹底について関係課長宛て通知した。</p> <p>③ 同年8月6日に浄水系列係長会（第2回）、同月8日に浄水系列課長会（第2回）を開催した。</p> <p>本件工事を実施した玉川浄水場は、次のとおり再発防止に向けた取組を実施した。</p> <p>① 当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>② 平成25年8月6日に開催した玉川浄水場安全衛生委員会において、手すり先行足場を確実に実施し、事故防止対策に万全を図ることとした。</p> <p>③ 同年11月27日に開催した玉川浄水場技術係会において、職員へ安全教育を行った。</p> <p>④ 平成26年1月7日に開催した玉川浄水場工事安全管理会議において、工事受注者へ、手すり先行工法により足場設置を適正に行うよう現場指導を行った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
72	下水道局	防水改修工事の単価設定を適切に行うべきもの	<p>八王子水再生センター汚泥処理棟ほか1箇所屋上防水工事（工期：平成24. 12. 17～平成25. 3. 19、契約金額：3, 395万1, 750円）は、沈砂池ポンプ棟及び汚泥処理棟の経年劣化した屋上防水の改修を行うものである。</p> <p>このうち、防水改修工事では、既存伸縮目地（成形伸縮目地）を撤去して、改修用伸縮目地（シーリング）を充填することになっていたが、その積算を見ると、新設時に適用する成形伸縮目地の高い単価を用いていた。</p> <p>このため、積算額約134万円が過大なものとなっている。</p>	<p>局は、平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。</p> <p>本件工事を実施した流域下水道本部技術部は、再発防止策として、建築改修工事における設計チェックリストを改定し、単価設定チェック項目を追加するとともに単価の確認を係内でダブルチェックすることを平成25年8月1日の課内会議で周知した。</p> <p>あわせて、局内関連部署による同年10月2日の土木系設計担当・係長会において、指摘事項の内容と改善措置について水平展開を図った。</p>
73	下水道局	工事の施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>新宿副都心水リサイクルセンター配水施設改良工事（工期：平成24. 11. 28～平成25. 3. 14、契約金額：2, 518万9, 500円）は、新宿副都心水リサイクルセンターにおいて、貯水槽上部を資機材搬出入路として使用するため、カバーを改良するものである。</p> <p>ところで、カバーを支えるH形鋼の塗装について見ると、工場での塗装施工時の気温や塗装厚の記録はあるものの、塗装作業時の記録写真がないことから、工事後に塗装の施工管理状況が確認できず適切でない。</p>	<p>主管部の施設管理部は、工事記録写真撮影と施工管理に関して平成25年7月25日付で文書を発信するとともに、同年10月2日の土木系設計担当・係長会で、受注者を適切に指導、監督するよう周知徹底を図った。</p> <p>また、局として、工事記録写真の適切な撮影と管理について同年7月22日付で局内へ周知するとともに、平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。</p> <p>本件工事を実施した西部第一下水道事務所は、平成25年7月2日の所内課長会で指摘内容の報告及び再発防止に努めるよう周知した。</p> <p>また、同年8月29日の落合水再生センター工程調整会議で、受注者に対し各工種の着手前後に撮影内容と頻度を確認するなど、工事記録写真の適切な撮影と管理について周知徹底を図り、その後契約した受注者にも書面で周知した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
74	下水道局	クレーン作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの	<p>文京区向丘一丁目、白山一丁目付近再構築工事（工期：平成23. 10. 4～平成24. 10. 22、契約金額：1億6, 116万8, 700円）は、既設の老朽化した下水道管の更新と、これに伴うマンホールの再構築を行うものである。</p> <p>このうち、マンホール構築の工事記録写真を見ると、マンホールの部品である底版や側塊をクレーンで地上から据付箇所に吊降ろす際に、作業員を部材に乗せて吊降ろしていることが認められた。</p> <p>このことは、クレーン等安全規則に定められた規定に反するものであり、危険な作業である。</p>	<p>主管部の建設部は、平成25年7月22日の拡大工事・設計課長会や同年7月11、12日の監督員を対象とした研修で本事例を説明し、安全管理の徹底について周知した。</p> <p>また、局として平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。</p> <p>本件工事を実施した北部下水道事務所は、当該業者に対し改善を指導した。</p> <p>また、平成25年6月27日に地区事故防止協議会を開催して指摘内容を報告し、作業員への安全教育の徹底を、全受注者に指示した。</p> <p>さらに、再発防止のため、安全パトロールで安全施工の確認を行うとともに、パトロールの結果や定期的に施工中の工事記録写真を確認した結果を、同協議会で報告し、安全管理について周知徹底を図った。</p>
75	下水道局	監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行うべきもの	<p>清瀬水再生センター側溝蓋等修繕ほか1件（工期：平成24. 8. 10～平成24. 9. 6、契約金額：231万円）は、清瀬水再生センターの側溝蓋等の経年劣化による損傷の修繕を行うものである。</p> <p>本工事では、工事を監理する監督員の任命が行われておらず、受注者への通知も行われていないことが認められた。また、受注者が提出義務を負う労災保険加入確認書の受理が認められなかった。</p> <p>工事を適切に監理する上で必要不可欠な監督員の任命と通知や、労働者災害補償保険法が守られているかを確認する労災保険加入確認書の受理がされていないことは、適正でない。</p>	<p>局は、平成26年1月14日に工事監査フォローアップ研修を行い、指摘内容と再発防止について、局全体への周知徹底を図った。</p> <p>本件工事を実施した流域下水道本部技術部は、再発防止策として、「監督員の任命と受注者への通知の徹底」については平成25年7月24日事務連絡、「労災加入確認書の適正な受理に係る指導、監督」については労災加入確認書を含めた受注者提出書類リストを添付した平成25年7月24日（暫定版）及び11月1日（確定版）の事務連絡の文書をもって、関係職員に周知徹底した。</p> <p>あわせて、同年8月2日に行った本部内処理係長会にて、上記2点の事務連絡を説明し、再発防止の徹底を図った。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
76	教育庁	受変電設備改修における積算を適正に行うべきもの	<p>都立白鷗高等学校（24）空調設備改修電気工事（工期：平成24. 6. 15～平成25. 1. 31、契約金額：2,069万2,980円）は、空調設備改修工事に伴う電気設備工事を行うものである。</p> <p>庁では積算に当たり、単価の設定を次の順で決定することとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 標準単価 ② 建設資材定期刊行物 ③ 公表価格（カタログ価格） ④ 見積価格 <p>ところで、本工事の受変電設備改修の積算について見ると、標準単価等に適用できるものがないと判断したため、見積りを参考に単価を設定している。</p> <p>しかしながら、改修内容の材料費は建設資材定期刊行物に、工費は標準単価に設定されており、見積りを参考に価格を設定することは適正ではない。</p> <p>このため、積算額約102万円が過大なものとなっている。</p>	<p>庁は、平成25年6月12日に局内工事部署の技術職員を対象に「営繕技術連絡会議」を開催した。この中で工事監査指摘内容を周知するとともに、工事等の事務処理マニュアルを活用した起工・契約・施工等の研修を実施し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>本件工事を実施した都立学校教育部営繕課は、過去の工事監査指摘を事例として、誤積算防止を目的とする係会議を行い職員の知識向上に努めるとともに、工事起工前に積算内容について工種別積算チェックリストを活用した相互チェックを実施するよう周知した。</p>

[平成25年財政援助団体等監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
77	生活文化局 (公益財団法人東京都 歴史文化財団)	契約事務 を適正に行 うべきもの	<p>財団は、平成24年度、アーツカウンシル東京において、伝統芸能見本市プレ事業を実施することとし、その企画・運営等に係る業務を企画コンペ方式により、契約相手方を選定した。</p> <p>ところで、本件事業に係る委託契約における契約事務について見たところ、財団は、本件委託契約の契約目途額を600万円(税込)と設定していたにもかかわらず、617万1,375円(税込)と契約目途額を超過した金額で契約を締結していた。</p> <p>財団は、契約事務に当たり、適切に契約目途額を設定し直した上で、契約を締結すべきであったにもかかわらず、契約目途額を超過したまま契約を締結したことは、適正でない。</p>	<p>財団は、契約目途額を超過している等の適正を欠く契約を締結することがないように、アーツカウンシル東京における契約事務のチェックは、管理職の監督の下、必ず複数で行うよう体制を強化した。</p> <p>さらに、平成26年2月21日開催の税務・決算説明会の場を通じ、契約事務の基本を遵守するよう注意喚起し、再発防止に向けた周知徹底を図った。</p>
78	生活文化局 (公益財団法人東京都 歴史文化財団)	在庫管理 及び収入管 理を適正に 行うべきもの	<p>江戸東京たてもの園友の会(以下「友の会」という。)は、年会費を1,500円とし、会員に1年間有効の会員証を発行している。友の会の事務局は、江戸東京たてもの園に置かれ、事務は江戸東京たてもの園の職員が行っており、その運営は、財団の管理の下で行われている。</p> <p>ところで、江戸東京たてもの園において、友の会の会員証の管理状況について見たところ、出納簿には、未使用会員証の残枚数が「0」となっているにもかかわらず、監査日(平成25.9.26)現在、未使用会員証1,338枚(合計:200万7千円相当)が保管されていた。</p> <p>財団が、友の会における未使用会員証について、現金及び物品に係る帳簿上の数値と実際の在高位を相違したままにしていたことは、在庫管理及び収入管理として、適正でない。</p>	<p>財団は、友の会における未使用会員証に係る現金及び物品の帳簿上の数値と実際の在高位との相違について調査を行い、平成25年9月27日、出納簿の訂正を行った。</p> <p>在庫及び収入の管理の方法については、現金及び物品に係る出納簿の様式を改正し、平成26年1月から使用している。</p> <p>今後は、江戸東京たてもの園が友の会会員証の在庫及び収入の管理を適正に行っているか定期的な検査を行うよう見直しを図った。</p> <p>さらに、財団としては、他にも会員証を管理する部署があることから、該当部署に対して在庫及び収入の管理を適正に行うよう文書により周知徹底した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
79	生活文化局 (公益財団 法人東京都 歴史文化財 団)	都立文化 施設におけ る避難経路 を適正に管 理すべきも の	<p>東京文化会館は、クラシックコンサート等の公演を行う建物であり、指定管理業務を行っている財団は、避難経路を適切に管理し、安全を確保することが重要である。</p> <p>ところで、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき設定される避難経路について見たところ、監査日（平成25.9.20）現在、避難経路上には大型のガラス繊維強化セメント製プランターが複数設置されており、非常時に多数の観客等が一斉に逃げ出す際には、避難の支障となる可能性が高いことが確認された。それにもかかわらず、指定管理者である財団が物品を残置してきていることは、適正でない。</p> <p>また、局は、平成24年度に、都立文化施設指定管理者施設管理運営状況の委託調査を行っており、その報告において、「避難経路に物品あり」との指摘を受けているにもかかわらず、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導していないことは、適正でない。</p> <p>財団は、都立文化施設における安全確保のため、避難経路を適正に管理されたい。</p> <p>局は、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導されたい。</p>	<p>財団は、平成25年10月28日、避難経路に置いていた物品（大型のガラス繊維強化セメント製プランター）を全て撤去した。</p> <p>平成25年11月20日開催の館内連絡会において、避難経路には物品を置かないよう全職員に周知した。</p> <p>局は、都立文化施設の指定管理者である財団に対して、毎年実施する都立文化施設指定管理者施設管理運営状況調査等の結果も踏まえ、避難経路の管理を適正に行うよう指導していく。</p>
80	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益財団 法人東京都 体育協会)	補助金の 返還を求め るべきもの	<p>局は、財団に対し、財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱に基づき、国民体育大会へ派遣する東京都選手団のユニフォームの作成費用について補助金（平成23年度：610万7,052円、平成24年度：880万576円）を交付している。</p> <p>ところで、財団においてユニフォームの作成に係る補助金の実績報告について見たところ、補助対象外であるトレーニングパンツの購入費用が含まれていた。</p> <p>また、報告を審査した局は、財団からの報告には補助対象外の費用が含まれていたにもかかわらず、財団からの報告のとおり補助金を交付した。</p> <p>この結果、都からの補助金が、平成23年度及び平成24年度合計で407万5,365円を過大に交付されており、適正でない。</p> <p>財団は、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、財団に対し、補助金の返還を求められたい。</p>	<p>局は、平成26年2月6日、法人に対して納入通知書（納付期限：平成26年2月26日）により過大に交付した補助金（407万余円）について、法人に返還を求めた。</p> <p>法人は、同月13日、補助金の過大分を局に返還した。</p> <p>局は、同月26日開催の各部経理担当者会議において、補助金の交付に係る審査を適正に行うよう周知徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
81	福祉保健局 (社会福祉 法人希望福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち②外国人児童受入れにおいて対象児童数を誤って算定した、③異年齢児交流(小学生等との交流)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、22万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(22万5,000円)について、平成26年3月3日に法人から返還された。
82	福祉保健局 (社会福祉 法人希望福 祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定した、②アレルギー児対応及び③外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、④世代間交流(お年寄りとの交流)、⑤異年齢児交流(小学校低学年児童受入れ)、在宅支援活動における⑥育児講座、⑦保育所体験、⑧出産を迎える親の体験学習、⑨子育て情報誌の発行、⑩家庭的保育を行うものとの連携及び⑪健康増進支援において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、279万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(279万9,000円)について、平成26年3月7日に法人から返還された。
83	福祉保健局 (社会福祉 法人東中川 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち、②零歳児保育対策実施かつ産休明け保育実施において、零歳児在籍数を誤って算定した、③障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定した、④アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定したことから、7万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(7万8,000円)について、平成26年3月13日に法人から返還された。
84	福祉保健局 (社会福祉 法人立野み どり福祉 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定したことから、26万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(26万9,000円)について、平成26年3月4日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
85	福祉保健局 (社会福祉法人井の頭会)	補助金の返還を求め べきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうちアレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定したことから、16万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(16万3,000円)について、平成26年3月10日に法人から返還された。
86	福祉保健局 (社会福祉法人あしたばの会)	補助金の返還を求め べきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①零歳児の延長保育において、利用児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応及び③外国人児童の受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、④年末保育において、保育対象を在園児のみとしており、補助要件である在園児以外を受け入れる体制をとり、広く地域に広報していないことから、152万6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(152万6,000円)について、平成26年3月6日に法人から返還された。
87	福祉保健局 (社会福祉法人敬愛会)	補助金の返還を求め べきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動(出前保育)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、100万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(100万円)について、平成26年3月7日に法人から返還された。
88	福祉保健局 (社会福祉法人戸越ひまわり福祉会)	補助金の返還を求め べきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①延長保育事業(零歳児の延長保育)において、利用児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応及び③育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定したことから、14万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(14万9,000円)について、平成26年3月4日に法人から返還された。
89	福祉保健局 (社会福祉法人三泉会)	補助金の返還を求め べきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、加算対象月を誤って算定した、②在宅支援活動(家庭的保育を行うものとの連携)において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、69万3,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金(69万3,000円)について、平成26年3月12日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
90	福祉保健局 (社会福祉 法人けいわ 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業において、障害児区分を誤って算定した、②アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定した、③世代間交流（お年寄りとの交流）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、35万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（35万9,000円）について、平成26年3月14日に法人から返還された。
91	福祉保健局 (社会福祉 法人つぼみ 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定したことから、6万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（6万円）について、平成26年3月4日に法人から返還された。
92	福祉保健局 (社会福祉 法人光琳 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち在宅支援活動（保育所体験）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、17万4,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（17万4,000円）について、平成26年3月10日に法人から返還された。
93	福祉保健局 (社会福祉 法人けやき 福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業（その他）知的において、対象児童数を誤って算定した、②地域拠点活動支援（保育拠点活動支援：基本分）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、42万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（42万8,000円）について、平成26年3月7日に法人から返還された。
94	福祉保健局 (社会福祉 法人けやき 福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①障害児保育事業（その他）知的及び②外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、③在宅支援活動（子育てサークル支援）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、102万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（102万8,000円）について、平成26年3月12日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
95	福祉保健局 (社会福祉 法人香楓 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①分園設置において、在籍児童数を誤って算定した、②アレルギー児対応において、加算対象月を誤って算定した、③育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定した、④地域拠点活動支援（保育拠点活動支援：基本分）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、78万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（78万円）について、平成26年3月5日に法人から返還された。
96	福祉保健局 (社会福祉 法人精華子 ども会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助の算定について、在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち②アレルギー児対応及び③育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定した、④在宅支援活動（パートナー保育登録）及び⑤在宅支援活動（育児講座）において、補助要件を満たしていないものをポイントとして算定したことから、112万2,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（112万2,000円）について、平成26年3月4日に法人から返還された。
97	福祉保健局 (社会福祉 法人精華子 ども会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち、①延長保育事業（零歳児の延長保育）、②延長保育事業（2時間・3時間延長）及び③一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満）において、利用児童数を誤って算定した、④アレルギー児対応及び⑤育児困難家庭への支援において、対象児童数を誤って算定した、⑥在宅支援活動（育児講座）及び⑦在宅活動支援活動（子育てサークル支援）において、補助要件を満たしていないものを含めてポイント数として算定したことから、55万円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（55万円）について、平成26年3月4日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
98	福祉保健局 (社会福祉 法人砧福祉 園)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、対象児童数を誤って算定した、②異年齢児交流（小中高生の育児体験受入れ）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、60万6,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（60万6,000円）について、平成26年3月3日に法人から返還された。
99	福祉保健局 (社会福祉 法人みつば ち会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①アレルギー児対応において、加算対象月を誤って算定した、②在宅支援活動（出前保育）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、97万8,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（97万8,000円）について、平成26年3月4日に法人から返還された。
100	福祉保健局 (社会福祉 法人かやの 実社)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、①基本補助である在籍児童数を誤って算定した、また、努力・実績加算項目のうち、②障害児保育事業（その他）身体において、対象児童数を誤って算定したことから、24万9,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（24万9,000円）について、平成26年3月6日に法人から返還された。
101	福祉保健局 (社会福祉 法人千春 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、①アレルギー児対応及び②外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、③異年齢児交流（小学校低学年児童の受入れ）において補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、6万7,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（6万7,000円）について、平成26年3月3日に法人から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
102	福祉保健局 (社会福祉 法人わかば 福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人に対して、保育所の運営等に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、努力・実績加算項目のうち①零歳児の延長保育において、利用児童数を誤って算定した、②分園設置において、在籍児童数を誤って算定した、③外国人児童受入れにおいて、対象児童数を誤って算定した、④在宅支援活動（パートナー保育登録）及び⑤在宅支援活動（健康増進支援）において、補助要件を満たしていないものをポイント数として算定したことから、24万5,000円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（24万5,000円）について、平成26年3月3日に法人から返還された。
103	福祉保健局 (社会福祉 法人互惠 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、利用人員数を誤って算定したことから、44万2,990円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（44万2,990円）について、平成26年3月11日に法人から返還された。
104	福祉保健局 (社会福祉 法人いろは 福祉会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、利用人員数を誤って算定したことから、30万4,384円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（30万4,384円）について、平成26年3月12日に法人から返還された。
105	福祉保健局 (社会福祉 法人博愛 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、法人は、利用人員数を誤って算定したことから、9万3,319円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（9万3,319円）について、平成26年3月10日に法人から返還された。
106	福祉保健局 (中央区佃 高齢者介護 福祉サービ ス株式会 社)	補助金の 返還を求め るべきもの	局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。 この補助金交付状況について見たところ、会社は、利用人数を誤って算定したことから、130万6,380円が過大に交付されている。	過大に交付した補助金（130万6,380円）について、平成26年3月20日に会社から返還された。

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
107	福祉保健局 (社会福祉 法人さくら 会)	補助金の 返還を求め るべきもの	<p>局は、社会福祉法人等に対して、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の一部を補助している。</p> <p>この補助金交付状況について見たところ、法人は、①補助要件を満たしていないイベントの軽費を含めて算定した、②夫婦の利用者を対象とした利用料の減額を、夫婦の一方が死亡した後の5か月間、他の1人に誤って適用したことから、11万3,140円が過大に交付されている。</p>	<p>過大に交付した補助金(11万3,140円)について、平成26年3月17日に法人から返還された。</p>
108	産業労働局 (公益財団 法人東京都 中小企業振 興公社)	補助金を 返還するべ きもの	<p>公社は、平成15年の統合により財団法人東京都勤労福祉協会からリゾート施設の会員権を引き継ぎ、この会員権を時価より高い帳簿価格で資産計上し、中小企業に働く人々の健康管理等の促進を図るためにリゾート施設を提供する健康増進施設提供事業を自主事業として実施している。その後、平成21年度に、この会員権の一部を売却し、帳簿価格と売却価格との差額を譲渡損失として計上している。</p> <p>平成24年2月に行われた税務調査では、譲渡損失の額は、税務処理上、帳簿価格ではなく引継時の時価と売却価格との差額で計上すべきと指摘され、公社は、法人税、法人事業税等482万4,000円(以下「不足税額」という。)と、これに係る延滞税及び加算税49万2,000円を納税している。</p> <p>ところで、公社において、平成24年度の東京都中小企業振興公社管理運営費補助金の執行状況について見たところ、不足税額は補助金の算定に含めていなかったにもかかわらず、延滞税及び加算税については補助金の算定に含めていたことが認められた。</p> <p>不足税額と延滞税及び加算税は、自主事業の財産から生じたものであることから、延滞税及び加算税を補助金の算定に含めることは、適切でない。このため、延滞税及び加算税に係る補助金49万2,000円が過大となっている。</p> <p>公社は、延滞税及び加算税に係る補助金を返還されたい。</p> <p>局は、補助金交付額の確定に当たり審査事務を適切に行うとともに、公社に対して補助金の返還を求められたい。</p>	<p>局は、過大に交付されている補助金49万2,000円について、平成25年11月20日に返還請求を行った。また、平成25年12月12日に部内会議を行い、審査の徹底を図った。</p> <p>公社は、返還請求を受け、平成25年11月22日に補助金を返還した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
109	産業労働局 (公益財団法人東京都 中小企業振興公社)	出えん金額を精査すべきもの	<p>公社は、航空機産業参入支援として、航空機関連産業への参入を目指す都内中小企業に対し、J I S Q 9 1 0 0 認証取得助成事業、N a d c a p 認証取得助成事業及びP M A 部品試作・初回製品検査助成事業を行っている。</p> <p>これらの事業は、公社が、局からの出えん金で造成した基金から、それぞれの認証取得を目指す企業に対して、要綱に基づき経費の一部を助成するものである。局は、年度ごとに、公社が算定した当該年度分の助成見込額（助成対象期間は2年間）に基づく金額を出えんしている。</p> <p>ところで、各基金の状況を見たところ、事業が開始された平成20年度からの合計で8,326万円の出えん額に対し、助成実績は2,064万余円と執行率は低調であり、平成24年度末の基金残高が6,261万余円となっていることが認められた。</p> <p>これは、公社が年度ごとに算定する助成見込額が適切でないにもかかわらず、局が公社の見込額をもって出えん金額としていることによるものである。</p> <p>公社は、航空機産業参入支援の各事業の助成見込みを適切に行われたい。</p> <p>局は、出えん金額を精査されたい。</p>	<p>公社による、平成26年1月から3月分及び平成26年度の3事業の助成見込額は35,226千円であり、平成25年12月末現在の基金残高は70,417千円である。</p> <p>局は、公社の助成見込額と基金残高を勘案した結果、平成26年度は新たな出えんを行わないこととし、公社は、残高の範囲内で事業を執行することとした。</p>
110	総務局 (公益財団法人東京都 人権啓発センター)	施設の管理運営業務で取得した物品を適正に報告すべきもの	<p>財団は、東京都人権プラザの管理運営に関する基本協定に基づき、施設の管理運営に要する物品を取得したときは、物品の所有権が帰属する都へ速やかに報告しなければならない。</p> <p>ところで、施設の管理運営業務における物品の取得状況を見たところ、財団は、平成25年1月31日、電話交換機を1台(14万2,000円)、構内回線容量を上げるために追加取得したにもかかわらず、監査日(平成25.10.10)現在、都へ報告していないことが認められた。</p> <p>この結果、当該物品は、東京都物品管理システムに登録されていない。</p> <p>財団は、施設の管理運営業務で取得した物品を適正に報告されたい。</p> <p>局は、財団から速やかに報告を受け、東京都物品管理システムに適切に登録されたい。</p>	<p>財団は、施設の管理運営業務で取得した物品について、平成25年10月24日、文書(25人権総第386号)により、局へ報告した。</p> <p>局は、同日、東京都物品管理システムへ登録した。さらに、平成25年12月20日、財団に出向き、物品の在り高調査を行うとともに、再発防止のため、物品の管理体制を強化するよう、平成26年1月29日付25総人権第500号により財団へ通知した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
111	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	敷金に係る会計処理を適正に行うべきもの	<p>事業団は、事務室を移転する必要が生じたため、平成24年2月29日に、事務室賃貸借契約（契約期間：平成24. 3. 1～平成26. 2. 28、月額賃料：46万4,792円、敷金：464万7,920円）を締結した。</p> <p>ところで、敷金に係る会計処理の勘定科目について見たところ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益法人会計基準に基づき、「固定資産」として計上すべきにもかかわらず、事業団がこれを経常費用の「賃借料」として会計処理したことは、適正でない。</p>	<p>事業団は、平成25年度末の決算において、本件敷金について過年度修正を行った。</p> <p>平成26年1月21日開催の幹部会議において、今後の適正な会計処理の周知徹底を図った。</p>
112	建設局 (公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	遊具の安全を確保するため、適切な対応を速やかに行うべきもの	<p>国は、箱型ぶらんこなど重量が大きい可動性の遊具等による死傷事故が発生していることから、各公園管理者及び指定管理者に対し、遊具の安全確保を図るよう求めている。</p> <p>ところで、事業団が指定管理者となっている駒沢オリンピック公園における遊具の管理状況について見たところ、事業団は、指定管理者の施設維持業務の一環として、年2回、専門業者に遊具の定期的な点検を委託している。</p> <p>しかしながら、平成24年6月27日から同年7月29日に実施された点検において「異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）」と判定された22件の遊具のうち、監査日（平成25. 11. 5）現在、5件について、基礎が露出する等修繕が行われていないことが認められた。</p>	<p>事業団は、基礎が露出する等修繕が行われていなかった5件全てについて、平成25年12月9日、基礎を緩衝材で被覆する等の修繕を行い、遊具の安全を確保した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
113	オリンピック・パラリンピック準備局 (公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	分担金に係る概算払の経理処理を適正に行うべきもの	<p>事業団は、将来を担うジュニア選手のスポーツ交流を通じてアジアの競技力向上と次世代の人材育成に貢献するため、国内外の都市が参加する「ジュニアスポーツアジア交流大会」(以下「大会」という。)を、平成19年から毎年度、都や競技団体と主催している。</p> <p>局は、事業団との間で毎年度、「ジュニアスポーツアジア交流大会開催経費に係る協定書」を締結し、大会に係る分担金を概算払により大会開催前に支払い、大会後に精算を行っている。</p> <p>ところで、平成23年度の分担金について見たところ、平成24年度に開催される大会に要する経費(1,173万4,519円)が含まれていることが認められた。</p> <p>事業団は、分担金に係る経理処理を適正に行われたい。</p> <p>局は、概算払の精算に係る審査を適正に行うとともに、事業団への指導を徹底されたい。</p>	<p>事業団は、平成25年度末の決算において、分担金に係る過年度修正を行った。</p> <p>局は、事業団に対して、平成26年1月16日、履行内容の確認を徹底するよう口頭指導を行い、事業団と局は、事業団が適正な経理処理を行うため、協定書に定める事業の執行時期や経費の用途等について、事前の確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、局は、精算に係る審査を適正に行うよう、同月26日開催の各部経理担当者会議において周知徹底した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
114	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	施設使用に係る事務処理を適切に行うべきもの	<p>公社多摩川住宅(調布市染地三丁目)には、居住者の利便施設として集会所のほか、野球場及びテニスコートが併設されている。</p> <p>これらの利便施設に関しては、地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号)に基づいて、使用料等が定められている。</p> <p>利便施設に関する一連の業務は、多摩川住宅管理事務所において行われており、この業務は、管理事務所業務の一環として業者に委託されている。この事務処理について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 集会所の利用者は、集会所及び地域開放型集会所管理要綱(平成24年公社要綱第10号)により、集会所の使用開始前に使用料を納入しなければならないと定められているが、1か月分の使用料をまとめて後払いしていた事例が見受けられた。また、利用者から管理事務所へ提出された集会所使用報告(入金伝票)に金額の内訳が記載されておらず、徴収金額が適正であるか否かを確認できない事例も見受けられた。</p> <p>② 要綱により、集会所を使用できる者は当該住宅の居住者であること、及び使用を申し込む場合は集会所使用申込書を住宅管理事務所へ提出して承認を受けることと、定められている。しかしながら、申込書の提出及び承認の手続きはとられていないこと、また、入金伝票を見たところ、サークル名のみで、利用者が居住者であるか否かを確認できない事例が見受けられた。</p> <p>③ 上記の2点は野球場等についても同様の状況となっているほか、野球場の使用料については、多摩川住宅野球場使用要領(昭和42年6月26日制定)で2時間を単位として徴収すると規定しているにもかかわらず、使用実態に合わせて、1時間を単位として徴収している。</p> <p>公社は、これらの問題点を把握し、平成22年12月22日に受託業者に対して文書で指導をしたものの、その後マニュアルに沿った事務処理となっているか否かの確認を行っていない。</p> <p>公社は、受託業者を適切に指導し、施設使用に係る事務処理について速やかに改善されたい。</p>	<p>平成25年10月30日付で、受託業者に対し、施設使用に係る適切な事務処理について、委託業務指導指示書により指導を実施した。</p> <p>平成25年12月20日、平成26年1月29日及び平成26年2月12日に多摩川住宅管理事務所へ入金伝票及び使用申込書等を確認し、的確な指導の結果、適切に履行されていることを確認した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
115	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	委託契約に係る履行確認及び代金の支払を適切に行うべきもの	<p>公社は、「JKKお客さまセンター」電話設備保守業務委託契約(契約期間:平成25.2.1~平成30.1.31、契約金額:9,406万8,607円)を行っている。</p> <p>この契約には、電話設備の保守業務に加えて、定期点検、障害対応などが含まれており、四半期ごとの履行状況報告に基づき、検査合格後に代金を支払うこととなっている。</p> <p>ところで、定期点検は、平成25年2月・3月分として第1回を実施し、第2回以降は四半期ごとに実施することとなっているが、定期点検結果報告書を見たところ、公社は、第1回の定期点検が行われていないにもかかわらず、定期点検代金46万2,000円を支払っていることが認められたことは、適切でない。</p>	<p>平成26年1月29日の幹部会で、履行確認の不備について報告し、履行確認を徹底するよう周知した。その後、社内にも周知した。</p> <p>また、平成24年度2月・3月分定期点検費相当額46万2,000円について、平成26年1月31日付けで受託者からの返納処理を行った。</p>
116	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	委託契約に係る履行確認を適切に行うべきもの	<p>公社が所有・管理する住宅のうち、一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の各住宅には住宅管理員が配置されている。住宅管理員は、迷惑駐車対策をはじめとした駐車場管理業務を含めた住宅の管理等の業務を担っている。</p> <p>また、住宅管理員の業務時間帯外に、特に巡回が必要と認められる時間帯における住宅敷地内の迷惑駐車対策を行うため、公社は、当該住宅の自治会に、迷惑駐車対策に係る業務を委託している。</p> <p>この委託契約の仕様書によれば、①受託者は、迷惑駐車があった場合に、迷惑駐車をしている車のワイパー等に指定のビラを挟んだ状態を写真に撮影し、これを業務完了報告書に添えて公社に提出すること、②受託者は、業務を実施する月の前月末までに巡回業務を実施する日を設定して公社に届け出るとともに、設定した巡回業務日を変更するときは、別途業務計画書を公社に提出すること、が定められている。</p> <p>そこで、上記の業務が履行されているか確認したところ、一部の契約について、業務完了報告書に写真添付が行われていないこと、巡回業務日を変更する手続が行われていないことが認められた。</p>	<p>平成25年10月28日付けで、各窓口センターに対し、委託契約の履行確認を適切に行うよう周知を図った。</p> <p>今後も、迷惑駐車対策等業務委託に係る履行確認を適切に行っていく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
117	都市整備局 (東京都住宅供給公社)	公印刷込文書を適切に管理すべきもの	<p>東京都住宅供給公社公印規程（平成元年規程第9号）第9条によれば、公社の公印を刷り込みした文書等（以下「公印刷込文書」という。）を適切に保管しなければならないとされている。</p> <p>ところで、目白窓口センターにおける保管状況を見たところ、この公印刷込文書を金庫に保管し、日々使用する分を保管書庫に移して、必要に応じて払込票兼領収証を作成している。その管理方法を見たところ、金庫の保管枚数と保管書庫への払出枚数は記録しているものの、保管書庫から日々払い出した枚数及び使用用途については記録していない。</p> <p>このことから、監査日（平成25.9.19）現在、公印刷込文書の実在庫枚数（金庫及び保管書庫を合わせた枚数）が、受払簿上の在庫枚数よりも33枚少ないことについて、具体的な使用用途が確認できない状況となっていた。</p>	<p>平成25年10月28日付で、保管書庫から日々払い出した枚数及び使用用途が確認できるよう、新たに受払簿の様式を定めた。</p> <p>その後、現場の実態に合わせて改善を図り、様式を変更したため、平成25年11月7日付で再度周知した。</p>
118	都市整備局 (東京臨海高速鉄道株式会社)	会計事務規程を改正すべきもの	<p>レールの交換を行った場合の工事費の会計処理については、会社の会計事務規程によると、営業費用（修繕費）として計上することとしている。</p> <p>ところで、会社は、会計監査人である監査法人と協議の上、平成23年1月から、営業費用（修繕費）として処理するのではなく、固定資産（構築物）に計上した上で減価償却する会計処理に変更している。</p> <p>しかしながら、会社は、この会計処理の変更から監査日（平成25.10.30）まで2事業年度以上が経過しているにもかかわらず、規程を改正していない。</p>	<p>平成26年2月27日付けで会計事務規程を改正し、同年3月1日付けで施行した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
119	都市整備局 (東京臨海 高速鉄道株 式会社)	新たに取 得したレー ルの取得原 価を適正に 計算すべき もの	<p>レールの交換工事により取得した新たなレールの取得原価を見たところ、レールの材料費の計上に止まり、労務費等に相当するレールの交換工事費5,245万余円が加算されていなかった。</p> <p>しかしながら、会社の会計事務規程によると、レールの取得原価は建設価額とされ、これには材料費だけでなく、労務費等も加算すべきものである。</p>	<p>新たに取得したレールの取得原価については、金額的・質的重要性から判断し、確定済みの過年度の計算書類の修正は行わず、平成25年度において誤謬の修正に伴う累積的影響額を加える処理を行った。</p> <p>具体的には、平成25年12月26日に、労務費等に相当するレールの交換工事費のうち過年度の減価償却額を除いた49,777,976円を貸借対照表の構築物に計上することで取得価格に加算したほか、固定資産台帳に登録した。</p>
120	都市整備局 (東京臨海 高速鉄道株 式会社)	資産の計 上を適正に 行うべきも の	<p>会社は、平成14年11月30日にSFカード処理機(パスネットの処理を行うための機械)2台(908万5千円(税抜き))を機械装置として資産登録している。</p> <p>ところで、このSFカード処理機に係る資産の計上について見たところ、平成18年4月28日にこの2台を誤って固定資産台帳から除却したため、資産(機械装置)の計上額が第22期は461万9,269円、第23期は414万5,032円それぞれ過小に計上されている。</p>	<p>SFカード処理機に係る資産の計上については、金額的・質的重要性から判断し、確定済みの過年度の計算書類の修正は行わず、平成25年度において誤謬の修正に伴う累積的影響額を加える処理を行った。</p> <p>具体的には、平成25年12月26日に、過年度の減価償却額を除いた4,145,032円を貸借対照表の機械装置に計上したほか、当該資産を固定資産台帳に登録した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
121	福祉保健局 (公益財団法人東京都 医学総合研究所)	DNA分離検査委託に係る履行確認を適切に行うべきもの	<p>研究所は、都立病院等（以下「病院」という。）の臨床現場と連携した研究を実施しており、病院から提供を受ける検体のDNA分離検査業務について、委託契約（単価契約）を締結している（支出金額：53万1,300円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31）。</p> <p>本契約の事務処理は、次の手順で行われている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 病院は、研究目的に合致した症例があった場合に、受託者に検体及び検査依頼書を提出する。 ② 受託者は、検査結果を研究所に報告する。 ③ 研究所は、履行確認を行い、受託者に委託料を支払う。 <p>ところで、本契約の履行確認について見たところ、研究所は、病院から検査依頼書控えを徴していないなど、依頼内容を把握していないため、受託者からの検査結果が検査依頼書どおりのものか確認できないにもかかわらず、委託料を支払っており、適切でない。</p>	<p>DNA分離検査委託については、平成25年11月分から病院から検査依頼書控えを徴することにし、検査依頼書と検査結果の内容を確認し適切に履行確認を行うよう改めた。</p>
122	福祉保健局	概算払による運営費補助金の交付を適切に行うべきもの	<p>局は、東京都医学総合研究所の研究事業等に要する経費を運営費補助金として交付している。本補助金は、東京都医学総合研究所運営費補助金交付要綱に基づき、局から研究所へ四半期ごとに概算払により交付し、年度末に一括して精算を行い、残額を局へ返還している。</p> <p>ところで、本補助金の交付及び精算について見たところ、要綱で定められた各四半期終了後1か月以内に行うべき執行状況報告が行われず補助金を交付している状況が認められた。このため、各四半期の交付額は平成23年度第4四半期を除き、年度当初の執行計画の金額と同額となっており、その結果、平成23年度は3億326万余円、平成24年度は2億8,230万余円の返還が生じている。</p> <p>概算払においては、当該事業の進捗状況や経理状況等を把握し、不要不急の資金交付とならないよう留意すべきであり、執行状況に見合った必要かつ適正な金額を算定することなく、年度当初の執行計画どおりの金額を交付していることは、適切でない。</p> <p>局は、研究所に執行状況報告を行わせるとともに、概算払による運営費補助金の交付を適切に行われたい。</p>	<p>要綱で定められた各四半期後終了後1か月以内に行う執行状況報告は、平成25年度第3四半期分から実施している。</p> <p>また、補助金の交付に当たっては、経理状況等を把握して適正な金額を算定するため、平成25年度第4四半期の交付分から「補助金所要額計算書」の様式を実績額と見込み額が区分表示できるように改正した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
123	産業労働局 (地方独立 行政法人東京 都立産業 技術研究セ ンター)	要綱の規 定及び様式 を見直すべ きもの	<p>法人は、中小企業支援・産業振興のため製品等の品質・性能の評価等を行う依頼試験業務及び新製品・新技術開発等に供する機器利用業務について、それぞれ依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を定め、業務運営を行っている。</p> <p>ところで、依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 法人が定める文書管理基準表において、依頼試験の実施や機器の利用等については、課長級職が決定権者となっている。</p> <p>しかしながら、依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を見たところ、課長級職による決定手続が定められていない。</p> <p>② 機器利用実施要綱に定められている利用申請・承諾書の様式について見たところ、要綱上求めている、利用承諾の必須要件である利用日、開始・終了時刻、支払期限、支払方法等についての記載欄がない。</p>	<p>平成26年3月14日、依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱を改正し（施行日：平成26年4月1日）、規定及び様式を見直した。</p> <p>改正した内容は、次のとおりである。</p> <p>① 依頼試験実施要綱及び機器利用実施要綱に、課長級職（所属長）による決定手続（使用の承認）を規定した。</p> <p>② 機器利用実施要綱の様式「機器利用申込書および承諾書」に、所属長（課長級職）の押印決裁欄、利用期間（日付、開始・終了時刻）、支払区分、支払方法の記載欄を追加した。また、支払期限を明示した。</p>
124	中央卸売市場 (東京食肉 市場株式会 社)	有形減価 償却資産の 償却期間の 設定を適正 に行うべき もの	<p>会社は、平成24年7月、大動物整形場、渡り廊下、ラベル添付場所にそれぞれ冷房設備を設置した（大動物整形場：出力28kW、取得価額574万9,000円、渡り廊下：出力8kW、取得価額287万5,500円、ラベル添付場所：出力8kW、取得価額287万5,500円）。</p> <p>ところで、これらの冷房設備は、有形減価償却資産であり、会社において固定資産台帳明細表を見たところ、会社は、全て「器具及び備品」と分類し、償却期間を6年と設定していた。</p> <p>しかしながら、この冷房設備については、ダクトを配管して複数箇所へ送風しているものであり、「建物附属設備」として、冷凍機の出力の大きさに応じて15年あるいは13年と設定するべきものであった。</p>	<p>会社は、平成26年2月7日、冷房設備について、「建物附属設備」として、その償却期間を15年又は13年と適正に設定した上で、過年度修正を行った。</p> <p>あわせて、有形減価償却資産の法定耐用年数の設定について、適正に事務処理を行うよう、平成26年2月7日付社内文書により担当部署へ周知徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
125	中央卸売市場 (東京食肉市場株式会社)	設備使用料に係る勘定科目を適正に適用すべきもの	<p>会社は、冷蔵庫等の設備使用料に係る費用の勘定科目として、冷蔵保管料収入原価及び都設備使用料を適用している。</p> <p>ところで、会社の勘定科目明細によると、「売上原価」である冷蔵保管料収入原価には、冷蔵・冷凍設備の使用料のほか、これに付随する設備使用料を含むとしている。</p> <p>また、「販売費及び一般管理費」である都設備使用料には、売上高割使用料、面積割使用料、冷蔵保管料収入原価を除く設備利用に伴う賃貸料等（給湯給水設備、低温設備等の使用料）を計上するとしている。</p> <p>しかしながら、会社の財務諸表を確認したところ、会社は、3階小動物下見室低温設備及び小動物1階荷捌き所低温設備について、平成23年度と平成22年度とでは異なる計上基準により各勘定科目へ計上していた。</p> <p>この状況は、会計処理の根本的な原則である継続性の原則のほか、明瞭性の原則にも反しているものである。</p> <p>このように、同一の設備について、使用実態に変更がないにもかかわらず、年度により異なる勘定科目を適用することは妥当でない。</p>	<p>会社は、平成26年2月7日、設備使用料に係る勘定科目について、每期継続して同一科目での計上を行うこととし、適正に修正した。</p> <p>また、平成26年度予算の編成に当たっては、同一の設備について、使用実態に変更がないにもかかわらず、年度により異なる勘定科目を適用することがないよう、「3階小動物下見室低温設備」や「小動物1階荷捌き所低温設備」をはじめとする冷蔵庫等の設備の使用料について、社内規定である勘定科目表に基づき、適正な勘定科目を適用し、会計原則の継続性及び明瞭性の原則に反しないよう徹底した見直しを図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
126	水道局 (株式会社 PUC)	多摩お客 さまセン ターの英語 等対応オペ レータの配 置を適切に 行うべきもの	<p>局は、多摩地区における多摩お客さまセンター運營業務を、会社に委託している。このうち、受付業務については、会社は、業務に支障のないよう、英語等による受付及び問合せに対応ができる者（以下「英語等対応オペレータ」という。）を、運用時間内（日曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後8時まで）は常に配置するものと仕様書で定めている。これは、最低限、英語について対応可能なオペレータを1人配置することを要件としているものである。</p> <p>しかしながら、英語等対応オペレータの配置状況について見たところ、配置ができていない時間帯が、年間を通して発生しており、仕様を満たす配置となっておらず、適切でない。</p> <p>このような状況は、局が、①前月20日に会社から提出された人員計画により、英語等対応オペレータが配置されていない時間帯があることを認識しているにもかかわらず、適切な配置を行うよう指示していないこと、②日々、会社から報告される「運用報告書」により、英語等対応オペレータの配置がない時間帯が発生した実績を確認していたにもかかわらず、これを看過していることなどによるものであり、適切でない。この結果、9万1,285円が不経済支出となっている。</p> <p>会社は、英語等対応オペレータの配置を適切に行われたい。</p> <p>局は、英語等対応オペレータの適切な配置を行うよう指導されたい。</p>	<p>局は、英語等対応オペレータの人員配置について、仕様書を遵守し運用時間内に配置するよう、平成25年11月1日付文書により会社に対し指示した。</p> <p>会社は、局より指示を受け、計画及び実績の段階で運用時間内に英語等対応オペレータを適切に配置した。</p> <p>なお、局は、会社から提出される人員計画及び運用報告書により、適切な配置が行われていることを確認している。</p> <p>今後も、適切な配置を行うよう指導していく。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
127	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	再委託業者に貸与している被服の管理を適切に行うべきもの	<p>会社は、局から「下水道事務所出張所業務委託」(契約金額：33億6,315万円、契約期間：平成24.4.1～平成25.3.31)を受託しており、同契約書特記仕様書第20条により、下水道局仕様に準拠し、社名等の入った被服等(以下「局仕様被服」という。)を会社で作成し、当該業務に従事する社員に貸与している。</p> <p>また、会社は、本受託業務の一部を再委託しており、局仕様被服を再委託業者に貸与している(平成24年度の再委託業者への貸与数：138名分)。</p> <p>ところで、会社は、被服貸与規程第9条により、被貸与者が社員でなくなったときは、貸与期間満了前に被服を返還しなければならないとしており、社員と同様に再委託業者に対しても被服の返還を求めている。</p> <p>しかしながら、この再委託業者への貸与被服の管理状況を見たところ、次のとおり適切でない状況が確認された。</p> <p>① 被服を再委託業者に貸与するにもかかわらず、再委託契約仕様書の中で、貸与数等を明記した借受書を徴するとしていない。</p> <p>② 被貸与者に返還届を提出させるなど書面による確認を行っていないため、契約期間終了時及び再委託業者社員の入れ替わりの際に、局仕様被服が社外に流出することなく確実に返還されているか確認できない状況となっている。</p>	<p>会社は、再委託業者に貸与している被服の管理をより適切に行うため、被服貸与規程及び特記仕様書を改め、被服の貸与時に「被服借受申請書」、被服の返還時に「被服返還届」を再委託業者から徴することとした。</p>
128	下水道局 (東京都下水道サービス株式会社)	行政財産管理者から工事施行の許可を得るべきもの	<p>局は、会社へ局の事業を業務委託しており、そのうち下水道事務所出張所業務委託契約などでは、行政財産である局の施設建物を委託業務の履行場所としている。</p> <p>また、会社は、局から業務を受託するに当たり、効率的に業務を行えるよう局の建物に対して、必要な改修工事を行っている。</p> <p>この改修工事の手続について見たところ、会社は、改修工事を行うに当たり、当該行政財産の管理者である東部第一・東部第二・北部・西部第一下水道事務所長から工事施行の許可を得ておらず、適正でない。</p> <p>会社は、行政財産の改修を望む場合、事前に改修工事を行いたい旨及びその工事施行内容を申し出て行政財産管理者の許可を得た上で、改修工事を行われない。</p>	<p>局は、「行政財産の使用者が使用場所の変改を必要とする場合の取扱いについて」平成26年1月10日付25下総理第230号により会社に通知した。</p> <p>これを受けて、会社は平成26年1月10日に臨時庶務担当課長会を開催して社内に手続等を適切に行うよう、周知徹底を図った。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の 概要
129	下水道局	委託業務の履行場所となる行政財産の管理を適正に行うべきもの	<p>局は、東京都下水道サービス株式会社へ局の事業を業務委託しており、そのうち下水道事務所出張所業務委託契約などでは、行政財産である局の施設建物を委託業務の履行場所としている。</p> <p>また、会社は、局から業務を受託するに当たり、効率的に業務を行えるよう局の建物に対して、必要な改修工事を行っている。</p> <p>行政財産を適切に管理するためには、行政財産の管理者である各下水道事務所長が、工事の内容を把握して建物の強度に問題が生じないことなどを確認した上で、会社へ工事の施行を許可する手続が必要である。</p> <p>しかしながら、局は、会社が局の行政財産に対して改修工事を行っているにもかかわらず、こうした手続を取っていないことは、適正でない。</p>	<p>局は、行政財産をより適切に管理するため、「行政財産の使用者が使用場所の変改を必要とする場合の取扱い」を定め、平成25年12月3日付25下経資第405号により局内各部(所)に通知するとともに、平成26年1月10日付25下総理第230号により会社に対しても取扱いを通知し、周知徹底を図った。</p>

[平成25年行政監査（東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～）]

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
130	財務局	非常用発電機稼働時の一般執務室コンセントの使用可否について各局に周知すべきもの	<p>都庁舎の防災機能について、応急対策を行う各局向けには「災害時都庁舎利用業務マニュアル（地震編）第1版」（平成23年1月、総務局・財務局、以下「各局向けマニュアル」という。）が作成され、都庁舎の防災設備の維持管理を所掌する財務局の職員向けには「都庁舎防災マニュアル」（平成25年4月、財務局、以下「財務局職員向けマニュアル」という。）が作成されている。</p> <p>これらのマニュアルを見たところ、都庁舎の非常用発電機稼働時における一般執務室コンセントの使用可否について、次のとおり記載内容に相違が認められた。</p> <p>① 各局向けマニュアルでは、「一般執務室全体のコンセントの2分の1程度が使用可能となる」と記載されている。</p> <p>② 財務局職員向けマニュアルでは、「一般執務室のコンセントは使用不可能である」と記載されている。</p> <p>この相違について局に確認したところ、監査日（平成25. 11. 6）現在では、非常用発電機稼働時は「一般執務室全体のコンセントが使用可能となる」ように運用するとしており、いずれのマニュアルの記載内容とも異なる内容となっていた。</p> <p>局は、監査日現在の運用実態に即した内容にマニュアルを改訂する等、非常用発電機稼働時の一般執務室コンセントの使用可否について関係各局に周知されたい。</p>	<p>非常用発電機稼働時に一般執務室全体のコンセントが使用可能であることを、平成25年11月15日、「災害時の非常用発電機の電源供給について」により各局総務担当課長宛てに通知した。</p> <p>あわせて、TAIMS端末上の庁舎管理・整備課データベースにおいて同通知を掲載し、周知徹底した。</p> <p>財務局職員向けマニュアルについては平成25年11月25日に、各局向けマニュアルについては平成26年3月に改訂し、非常用発電機稼働時に一般執務室全体のコンセントが使用可能であることを明記した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
131	福祉保健局	備蓄物資の貯蔵管理を適正に行うべきもの	<p>局は、地域防災計画に基づき、局が直営する備蓄倉庫に食糧及び生活必需品の備蓄を行っている。</p> <p>備蓄されている生活必需品のうち、カーペット・毛布については「布類」、木炭については「石炭・木炭類」として、それぞれ1万kg以上を貯蔵する場合には、管轄の消防署に「指定可燃物貯蔵取扱所」の届出を行い、標識を掲示しなければならないと東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）で定められている。</p> <p>しかしながら、備蓄倉庫の備蓄状況及び指定可燃物貯蔵取扱所の手続状況を確認したところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。</p> <p>① 南千住倉庫には、監査日（平成25.10.21）現在、約13万8,280kgの布類が備蓄されており、管轄消防署に指定可燃物貯蔵取扱所の届出は行っているが、標識を掲示していなかった。</p> <p>② 白鬚東倉庫には、監査日（平成25.10.21）現在、木炭約9万2,250kgが備蓄されているが、届出及び標識掲示を行っていない。</p> <p>局は、届出及び標識掲示を早急に行い、備蓄物資の貯蔵管理を適正に行われたい。</p>	<p>南千住倉庫については、平成25年12月13日に指定可燃物貯蔵取扱所の標識を掲示した。</p> <p>白鬚東倉庫については、平成25年12月3日付で東京消防庁向島消防署宛に指定可燃物貯蔵取扱所の届出を行い、同月16日に所定の標識を掲示した。</p>
132	建設局	震災時における優先的な燃料確保に向けた取組を早急に行うべきもの	<p>局では、東日本大震災において燃料の確保が困難となった教訓を踏まえ、総務部が各建設事務所に対し、「震災発生時における燃料の優先確保について（23建総用第538号、平成23年9月8日付）」を通知している。</p> <p>本通知では、震災時における優先的な燃料供給を確保するため、</p> <p>① 給油業者と個別に協定を締結すること</p> <p>② 庁有車等に係る燃料購入契約の仕様書に優先供給を行う旨を記載すること</p> <p>のいずれかの方法により体制を整備するよう指導している。</p> <p>しかしながら、第一建設事務所に係る燃料の確保に向けた取組について見たところ、監査日（平成25.10.18）現在、いずれの方策もとられていないことが認められた。通知後、既に2年以上経過していることから、優先供給の手続を行っていないのは適切でない。</p>	<p>監査日時点（平成25.10.18）で契約中の案件については、平成25年10月22日付けで仕様書に優先供給を行う旨の条項を追加する契約変更を行った。</p> <p>その後締結した契約については、仕様書へ優先供給を行う旨を記載している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
133	港湾局	震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの	<p>局は、地域防災計画の定めにより、震災発生時に港湾施設、海岸保全施設等の保全及び復旧、輸送経路を確保するため、航路や臨港道路等の障害物除去などの応急対策業務を行うこととなっている。</p> <p>局では、応急対策業務を行うに当たり、非常時の局職員の参集や活動内容等を記載した「震災対策の手引き」（平成9年3月局長決定、平成25年4月最終改訂）を作成している。震災発生時には、この手引きに従った参集、応急対策業務を行わなければならないことから、普段から訓練を実施していくことが必要であると手引きに定められている。</p> <p>しかしながら、参集訓練の実施状況を見たところ、港南庁舎内にある東京港管理事務所、東京港建設事務所においては、平成21年10月28日に合同で実施してからは、監査日（平成25.10.3）現在まで、約4年間実施していないことが認められた。</p> <p>また、平成21年10月28日に実施した参集訓練の内容を確認したところ、職員の参集状況等の確認にとどまり、参集後に行う応急対策業務に必要な初動態勢の立ち上げについては行っておらず、訓練内容として十分とは言えない状況も認められた。</p> <p>局は、両事務所において、震災発生を想定した応急対策業務に必要な初動態勢の立ち上げなどを含めた参集訓練を定期的の実施されたい。</p>	<p>震災時に現地対策本部が設置される港南庁舎（東京港管理事務所・東京港建設事務所）において、平成26年2月20日に徒歩参集訓練及び初動態勢立ち上げ訓練を実施した。</p> <p>訓練内容は、①情報伝達訓練、②徒歩参集訓練、③地震対策訓練（現地対策本部の立ち上げ、施設巡回）等の実践的な訓練を実施した。</p> <p>今後も定期的に訓練を実施することにより、職員への防災意識の啓発及び訓練の検証を踏まえた災害対応体制の強化を図っていく。</p>
134	港湾局	非常用発電機について、72時間の稼働に対応する燃料を確保すべきもの	<p>地域防災計画では、発災直後から72時間以内における特に重要な活動（救出救助、消火、医療救護、ライフラインの確保、物流・備蓄・帰宅困難者対策等）を応急対策業務と定めており、応急対策業務のための非常用電源等によるライフラインの確保やそのための燃料の安定供給も重要な取組であるとしている。</p> <p>ところで、港南庁舎に設置されている非常用発電機の燃料備蓄量を確認したところ、監査日（平成25.10.22）現在、2,500ℓとなっており、稼働時間は最大でも31時間程度であることが認められた。</p> <p>局は、近隣のガソリンスタンド等と燃料の優先供給契約を締結するなどして、庁舎の非常用発電機について、72時間の稼働に対応する燃料を確保されたい。</p>	<p>大規模災害が発生した場合の港南庁舎非常用自家発電機の72時間稼働に対応するため、近隣の石油販売会社と「災害時における東京港建設事務所自家発電機用灯油燃料の供給に関する協定」（平成26年2月4日付25東建庶第727号所長決定）を締結し、灯油燃料の優先的な供給を確保することとした。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
135	港湾局	東京港港湾情報システム等の非常用電源を確保すべきもの	<p>局所管の東京港管理事務所では、船舶の入出港や公共港湾施設などの効率的な管理運営等のために、「東京港港湾情報システム」を運用している。</p> <p>また、臨海トンネルなど4トンネル及びレインボーブリッジなど2橋梁における事故や災害、施設トラブルに対応するため、臨海トンネル監視センターでは「道路監視システム」を運用しており、当該システムのモニターは、東京港管理事務所にも設置されている。</p> <p>上記の2システムは、震災発生時にも、情報収集や状況確認の面などで活用されることが想定される。</p> <p>しかしながら、港南庁舎に設置している非常用発電機からは、東京港港湾情報システム及び道路監視システムのモニターへ電力が供給されないことが認められた。</p> <p>局は、東京港港湾情報システム等の非常用電源を確保されたい。</p>	<p>港南庁舎非常用自家発電機の容量等の検討を行い、指摘にあった2システムへの電源供給並びに震災発生時の応急対策業務に必要な現地対策本部用の電源確保のための増強工事を平成25年度内に実施した。</p>
136	港湾局	帰宅困難者の受入れに係る運営計画を作成すべきもの	<p>局が所管している東京港建設事務所は、「東京都帰宅困難者対策条例」（平成24年東京都条例第17号）に基づき、一時滞在施設として指定されている。</p> <p>ところで、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」（平成25年4月総務局作成）によれば、一時滞在施設は、震災時に円滑に機能するよう、あらかじめ、帰宅困難者の受入れに係る運営計画を作成することとされている。</p> <p>しかしながら、監査日（平成25.10.3）現在、事務所は運営計画を作成していないことが認められた。</p> <p>局は、一時滞在施設が発災時に円滑に機能するよう、早急に帰宅困難者の受入れに係る運営計画を作成されたい。</p>	<p>「東京港建設事務所（港南庁舎）一時滞在施設運営計画」（平成26年2月6日付25東港庶第717号所長決定）を策定した。発災時は、本運営計画に基づき、迅速な一時滞在施設の開設と円滑な運営により帰宅困難者の受入れを行っていく。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
137	下水道局	衛星携帯電話を適切に管理すべきもの	<p>局では、震災時の応急対策業務における通信手段として93台の衛星携帯電話を配備している。</p> <p>ところで、流域下水道本部及び中部下水道事務所において、これらの管理状況、充電状態、起動操作を確認したところ、次のような管理が適切でない事例が認められた。</p> <p>① 流域下水道本部では、設置3台中1台について、実査時に所在が確認できなかった。</p> <p>② 中部下水道事務所では、設置3台中1台について、起動しないことを認識していたが、交換や修理をしないまま配備していた。</p>	<p>流域下水道本部の衛星携帯電話は、実査直後に配備場所において、その所在及び正常な動作を確認した。</p> <p>中部下水道事務所の衛星携帯電話は、平成25年10月10日に電池パックを交換し、正常に使用できることを確認した。</p> <p>また、局は、平成25年10月21日に「災害時に使用する通信機器の管理について」を本部、各部所に通知し、管理の徹底及び設置場所の周知を図った。</p>
138	下水道局	緊急通行車両の事前届出を速やかに行うべきもの	<p>局では、災害応急対策に使用する車両を、「下水道局緊急通行車両等の確認事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づいて緊急通行車両として確認することとしている。要領では、局が所有している車両のうち、災害応急対策等に使用することが決定しているものについて、あらかじめ緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行い、認められた車両については震災発生時に確認のための必要な審査を省略することができるとしている。事前届出を行うことで、災害応急対策等を実施する場合において、交通規制区間を通行するための標章等の交付時間が短縮されることとなる。</p> <p>したがって、局が災害応急対策等に使用する可能性があると思われる車両については、事前届出制度を活用する必要がある。</p> <p>しかしながら、流域下水道本部において見たところ、平成24年度に購入した車両のうち6台が、監査日（平成25.10.4）現在、事前届出済証の交付を行っていないことが認められた。</p> <p>局は、震災時に迅速に対応できるよう、緊急通行車両の事前届出を速やかに行われたい。</p>	<p>緊急通行車両の事前届出済証が未交付であった流域下水道本部の車両6台について、平成25年10月8日付で交付手続きを行い、局の所有する車両全てを交付済とした。</p> <p>さらに、平成26年2月3日の庶務主管課長会において、今後の新規購入・廃車等の際の事前届出の適切な事務処理について、改めて各部所に周知徹底した。</p>